

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書

平成25年3月14日

国土交通省

高知県内における入札談合事案に関する調査報告書

第1章 事案の概要と経緯

第2章 調査・検討の方針・体制

- 1 調査方針・調査体制
- 2 調査対象と調査方法

第3章 事情聴取の概要

第4章 要因・背景

- 1 要因・動機
- 2 背景

第5章 地方局全体の総点検と再発防止対策の検証

- 1 地方局全体の総点検
- 2 これまでの再発防止対策と取組状況及びその検証

第6章 再発防止対策

- 1 コンプライアンス推進の強化
- 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底
- 3 ペナルティの強化
- 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
- 5 再就職の自粛要請
- 6 再発防止対策の周知
- 7 その他

(参考)

- ・「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」
- ・四国地方整備局及び高知県の建設業をとりまく状況
- ・入札等の状況
- ・四国地方整備局における業務運営及び職員管理の状況
- ・企業アンケート調査等の結果

第1章 事案の概要と経緯

平成24年9月、高知県内における国土交通省（高知河川国道事務所、土佐国道事務所及び高知港湾・空港整備事務所）の土木工事発注に関し、公正取引委員会は、独占禁止法に基づく事業者に対する排除措置命令・課徴金納付命令の前提となる事前通知を行った。

同年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求が行われた。その主な内容は、

- ・土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の副所長が、それぞれ当該事務所発注の土木工事に関し、遅くとも平成20年4月1日以降、建設業者代表取締役社長の求めに応じ、①入札参加予定者、②業者ごとの総合評価の点数、③予定価格等を教示。
- ・事業者らが、その情報に基づき、受注予定者を決定して入札するなどの談合行為を繰り返していた

というものである。

また、同日、公正取引委員会審査局長から当省大臣官房長あてに、法律上の改善措置要求に加えて、要請が行われた。その主な内容は、

- ・国土交通省は、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求が今回で3度目になることを踏まえて、省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置を求める

としたものである。

国土交通省としては、「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し（9月7日）、有識者委員の指導を得て、その実態解明と再発防止対策等の検討を行ってきた。

今般、本件事案に関する調査結果とこれを踏まえた省全体としての再発防止対策がまとまったので、ここに報告するものである。

第2章 調査・検討の方針・体制

1 調査方針・調査体制

第1回の検討委員会（9月18日開催）において、以下の事項について調査を実施していく方針を定めて実施した。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 本件事案の実態解明<ul style="list-style-type: none">(1) 談合に関与したことが指摘された者に対する事情聴取(2) 本件事案が発生した背景・原因に関する情報の収集整理(3) 四国地方整備局における職員管理及び業務運営の現状2 地方局全体の総点検<ul style="list-style-type: none">(1) 過去の談合事案に係る再発防止対策の実施状況の点検(2) 再発防止対策の実効性及び脆弱性の検証(3) 本事案を踏まえた談合関与行為の有無の総点検 |
|---|

また、調査を実施するため、本省に調査チームを編成し、同チームのリーダーは大臣官房総括監察官とし、四国地方整備局におけるサブリーダーは四国地方整備局次長（総務）とした。

2 調査対象と調査方法

(1) 事案の実態解明

① 談合に関与したことが指摘された者等に対する事情聴取

本件事案についての事実関係、発生に至った経緯及びこれらに関連する状況等を調査するため、談合に関与したことが指摘された企業及び職員のみならず、四国地方整備局管内の各事務所における所長、副所長をはじめ入札契約手続きに係る課長級職員等を対象として面談式調査を行った。

職員の対象者は、平成18年度から24年度まで（総合評価がC等級業者向け発注工事規模に拡大された平成18年度以降）に該当するポストに配置されていた者（OBを含む。）とし、次の表の区分に従い、調査担当者が公正取引委員会から提供された供述調書等も活用しながら面談方式で実施した。

その結果、事情聴取の対象者数は、計396名となった。

区分	調査対象者（396名）	調査担当者
A 事業者（談合したと報道された企業）	談合したと報道された企業（世話役3社）の代表者 （4名）	本省監察官＋有識者委員
B 職員（談合に関与したと報道された事務所）	B① 副所長及び所長 （29名）	本省監察官＋有識者委員等
	B② 入札契約手続きに係る担当課長 （30名）	四国地方整備局主任監査官等
C 事業者（A以外の談合した企業等）	公取の行政処分対象となった企業の代表者等（49名）	四国地方整備局主任監査官等
D 職員（B以外の事務所等）	D① 所長・副所長等 （119名）	本省監察官及び四国地方整備局主任監査官等
	D② 入札契約手続きに係る担当課長 （165名）	四国地方整備局主任監査官等

※有識者委員：郷原委員、柳瀬委員、古川委員

② 本件事案が発生した背景・原因に関する情報の収集整理

本件事案が発生した背景・原因に関する情報として、談合があったとされた事務所に係る落札率、応札・受注状況の収集整理を行った。

また、四国地方整備局管内事務所のC等級業者（平成18年度以降、受注実績のある企業208社）に対し、今回の談合事案に関する意識調査（匿名式で行い、談合行為の有無については記名式）を実施した。

③ 事業者への再就職調査

排除措置命令等を受けた事業者に対し、国土交通省OBの在籍状況等について確認を行った。

(2) 他の地方局の点検

本件事案を踏まえ、四国地方整備局以外の他の地方整備局等については、各事務所の所長及び副所長（技術）に対し、アンケート調査（記名式）を行い（254事務所、601名）、その結果に基づき、必要に応じて面談式の調査を実施した（99名）。

第3章 事情聴取の概要

本件事案は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所がそれぞれ発注する一般土木工事に關し、ミタニ建設工業（株）、入交建設（株）及び（株）轟組の三者を世話役とする入札談合が行われ、その際、両事務所の副所長が、公表前に、入札参加事業者名、業者ごとの総合評価の評価点数、予定価格等の入札関連情報を特定の世話役に教示していたものである。

今回の調査により聴取を行った土佐国道事務所副所長（改築担当）及び高知河川国道事務所副所長（道路担当）は、入札関連情報を特定の業者に提供することにより入札談合に關与したこと等を認めている。また、高知河川国道事務所副所長（河川担当）は、入札関連情報を同事務所副所長（道路担当）に提供したこと等を認めている。關与を認めた職員は、下表のとおりである。

事務所	当時の役職名等	在職期間
土佐国道事務所	副所長（改築担当）	H17. 7. 1～H19. 3. 31
	副所長（改築担当）	H19. 4. 1～H22. 3. 31
	副所長（改築担当）	H22. 4. 1～H23. 3. 31
	副所長（改築担当）	H23. 4. 1～H24. 10. 16
高知河川国道事務所	副所長（道路担当）	H19. 4. 1～H21. 3. 31
	副所長（道路担当）	H21. 4. 1～H23. 3. 31
	副所長（道路担当）	H23. 4. 1～H24. 10. 16
	副所長（河川担当）	H18. 4. 1～H21. 3. 31
	副所長（河川担当）	H21. 4. 1～H23. 3. 31
	副所長（河川担当）	H23. 4. 1～H25. 1. 22

以下は、世話役その他入札談合を行った業者の代表者等並びに土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の副所長等関係者に対して行った聴取等に基づく本件事案の概要である。

（1）本件事案に係る入札談合の形成

① 高知県建設業界をめぐる環境の変化

公共事業費の削減による受注減少や地域密着型金融の取組み方針の変化など、地域の建設業をめぐる経営環境が大きく変化する中、平成18年、19年頃、高知県内の地元建設会社大手の経営難、倒産等が相次いで起きた。

- ・平成18年5月 四国開発(株)が民事再生法申請(負債約41億)
- 8月 大旺建設(株)が(株)整理回収機構(RCC)の事業再生の取組み(平成19年7月に会社分割)
- ・平成19年5月 香長建設(株)が倒産(負債約40億円)
- 7月 四国土建(株)が倒産(負債約38億円)
- 11月 (株)竹内建設が(株)南国土木工事の傘下入り

② 談合体制の形成

こうした中、遅くとも平成19年夏頃から、ミタニ建設工業(株)、入交建設(株)、(株)轟組が世話役となり、ミタニ建設工業(株)の代表取締役社主(以下「ミタニ建設社主」と略称する。)が四国地方整備局事務所から入札関連情報を入手し、3社が指定した者が受注予定者となり受注調整を行う体制ができあがった。なお、この間、(社)高知県建設業協会会長も、香長建設(株)社長が退任し、青木建設(株)社長が会長代行を1年間つとめた後、平成20年5月からミタニ建設社主が同協会会長に就任している。

(2) 入札談合行為への関与の実態・動機

① 入札談合行為への事務所副所長の関与への働きかけ

(総合評価点数を望んだ事情)

平成17年から総合評価制度の試行がはじまり、平成18年度からは、Cクラス業者を対象とする一般土木工事にも本格的に導入された。総合評価の点数のうち、施工能力に関する事項は、それぞれの企業でもおおよその見当がつくが、工事ごとに評価される技術提案の評価点はわからないため、各社の応札状況が不自然との印象を持たれないようにしつつ、業界内で技術力の低い会社にも仕事を割り付けるためには、正確な総合評価の点数が必要となった(技術評価点の予想の精度が低いと、予定価格に対して、92%で入れてもそれより高値で入札した業者が逆転して落札するケースがあったとの世話役の供述がある。)

この際、県発注の工事は、国土交通省発注の工事と比べると相対的に求められる技術の水準が低いことから、落札予定者の評価点はゼロ、他社は満点と仮定して応札することや、他社が予定価格を超えて応札すること(「放り上げ」)で対応していた。

このような状況の中で、業界に対する窓口的役割を持ち、かつ、各工事の総合評価の点数について把握している事務所副所長から聞き出すことを働きかけることとなった。

(調査基準価格を望んだ事情)

世話役による入札談合を繰り返していく中、平成22年末頃から、一部の業者がその割付けについて不満を持ち、平成23年3月頃、業者間の争いが生じ一部の業者との談合が困難となった。また、同年3月に一部の業者のうち1社が事故を起こして評価点が下がる中で、当該業者に割付けを行うことが困難となったことも談合の合意を困難とさせた。これら一部の業者は、これまで談合に加わりながら落札予定者より低い価格で入札を行う(「鉄砲を撃つ」)ようなことがあったため、これら一部の業者が落札できないよう排除する措置をとる必要が生じた。

このため、当該一部業者の入札は調査基準価格で行われたと想定することにより、当該一部業者の総合評価における評価値の最大値を算出し、談合した落札予定業者がこれを上回る評価値となるよう入札価格を決めて入札することとした。

こうして、平成23年度においては、事務所副所長から調査基準価格も聞き出すことを働きかけたものである。

② 入札談合行為への事務所副所長の関与

(土佐国道事務所副所長に対する働きかけ)

総合評価制度が試行的に導入され始めた平成17年の秋頃、ミタニ建設社主が土佐国道事務所の副所長を来訪し、自社の評価点の予想を書いた資料を見せて、総合評価制度の勉強をしているので教えてほしいと頼んだ。当初は、絶対に教えられないと断ったが、何度も業界の厳しい状況等を言われ、個室である副所長室において一対一で対応しているうちに、平成18年夏頃から、総合評価の点数を教えるようになった。

副所長は、自身のポストが事務所における業界対応の責任者であり、業界から投げかけられた問題は自身で解決しないといけないと思い、教示を求められた総合評価点数等に関する情報が談合に使われることは認識しながらも、応じてしまったと供述している。

教示した内容については、当初は、事務所発注の半分程度の工事について、6社程度について順位だけを教えるだけだったが、そのうちに評価点数そのものを教えるようになり、さらには予定価格も教えるようになっていった。調査基準価格については、予定価格からある程度想定されるものでもあるので、提供したが、何に使われるかまでは分からなかったと供述している。

土佐国道事務所においては、平成18年夏頃から平成23年末まで、その

間の歴代4人の副所長が、ミタニ建設社主の働きかけに応じ、入札に参加する業者ごとの評価点、予定価格等を教示していたものである。

これら歴代4人の副所長は、当該案件については明確な引継ぎ事項にはなかったものの、それぞれの着任時にミタニ建設社主の訪問・働きかけを受け、また、2代目以降の副所長については前任者が教示していたことを聞かされたこと等もあって、当初は断ったものの、業界のためと自身の責務である円滑な工事施工のため、業界との関係を良好に保ちたいという思いから、断りきれなかったと同様の供述をしている。

(高知河川国道事務所副所長に対する働きかけ)

平成19年4月以降、ミタニ建設社主が副所長室に来訪して、道路担当の副所長に対し、業界の倒産等の窮状を訴え、予定価格、総合評価の評価点数について教えてほしいと働きかけた。当初、副所長は断ったが、何回も来訪したため、結果的には、業者の評価点数と予定価格を教えるようになった。自身の担当外である河川工事の予定価格については、河川担当の副所長に依頼して情報を入手し、提供したと供述している。

高知河川国道事務所においては、平成19年度から平成23年末まで、その間の歴代3人の道路担当の副所長が、ミタニ建設社主の働きかけにより、また、2代目以降の副所長については前任者が教示していたこと等を聞かされたこと等もあって、入札に参加する業者ごとの評価点数、予定価格を教示していたものである。

また、同期間において、歴代3人の河川担当の副所長は、道路担当の副所長の要請に応じ、業者による入札談合に使われることを一定程度認識しながら、予定価格を当該道路担当の副所長に提供していたものである。

(3) 平成17年以前の談合の状況

ミタニ建設社主は、総合評価の試行が始まる平成17年以前においても、土佐国道事務所から、予定価格について、「かっちりしない」形ではあるが、金額の示唆を受けていたと供述しているが、当時の副所長に聴取した結果、そのような事実は確認できていない。

第4章 要因・背景

今回の事案の発生については、最近において公共事業費が減少する中、公共依存度の高い高知県建設業界の厳しい状況などが背景になっているとはいえ、「業界の窮状や円滑な事業の遂行のため」といった要素だけでは、入札談合等関与行為という違法行為に直接結びつく要因・動機としては不十分と考えられる。本事案の調査結果及び四国地方整備局における職員管理の現状を踏まえ、事案発生の要因・背景について以下のとおり考察した。

1 要因・動機

(1) 希薄な違法性の認識

今回、入札関連情報について情報漏洩を行った副所長に対し、その際の違法性の認識について尋ねたところ、守秘義務違反等の違法行為であるとの認識はあるが、入札談合等関与行為とは思わなかったなどと供述したものがあつたほか、単なる業者談合の幫助にしか過ぎないとの認識で、違反した場合の人事上の処分の重さについての十分な認識がなかった。関与した副所長の多くが、仮に、今回の事案発覚後に過去事例等を学んだ現時点での認識が当時あれば、情報提供はしなかったろうと供述している。さらに、共同不法行為者として損害賠償請求の対象となるなどについての認識がなかったと供述している。

また、今回関与した土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の道路担当副所長のほとんどは、在任期間中又は在任期間後において、ミタニ建設社主から、果物等の贈答品を受け取るなど国家公務員倫理規程違反の疑いのある事実を認める供述もしている。

これらの供述から、今回関与した副所長らのコンプライアンス意識は、極めて希薄なものであつたことが伺える。

(2) 人事・仲間意識

四国地方整備局採用の技術系職員の間では、事務所副所長に就くことは、将来の本局幹部候補となるための重要なステップと考えられていたと推察される。現に、土佐国道事務所の改築担当副所長及び高知河川国道事務所の河川担当副所長は、歴代経験者が後に本局課長等の重要ポストに就いている事実が確認できる。すなわち、土佐国道事務所、高知河川国道事務所の副所長ポストを円満に遂行することが、整備局採用の技術系職員の本局幹部への

キャリアパスとなることが知られており、このような副所長ポストは本局幹部へのいわば登竜門的なものと職員間で認識されていたと思われる。

一方、同地方整備局採用の技術系職員の人事は、現場での円滑な仕事が評価項目の一つであると認識されていたと考えられる。元技術系幹部職員の一人によれば、副所長の人事上の参考となる意見を求められた場合には、「現場で捌きが悪いと本局に伝えられた場合は、人事上の一つの参考事項になる」「協会との意見交換会の場で、現場のことについて言われたことは参考にしていた」と供述している。

こうしたことを背景として、今回関与した副所長らは、先輩のキャリアパスなどから、現在の役職を無難に全うすることが、本局幹部への昇進につながるという認識があったと考えられる。こうした意識と違法性の認識の希薄さが相まって、ミタニ建設社主の要請を断って関係を悪化させたり、前任の非違行為を質したりすることで、現場を荒立て自分の評判を落としたり、既に本局幹部となった先輩との関係を悪化させたりするリスクを冒すよりも、（外部に露見さえしなければ）前任が行ったことに同調してうまく対応する方が、より「賢い身の処し方」と判断したものと推察される。実際、ある副所長は、「三谷さんの要求を断って現場で波風が立つようなことがあれば、副所長としての自分の評価に悪い影響を与えるのではないかとすることは考えた」と供述している。

今回関与した2代目以降の副所長のほとんどは、前任からの明示的な引き継ぎはなかったものの、ミタニ建設社主から働きかけられた際、「前任にもお世話になりました」等と言われるなどにより、前任も情報漏洩をしていたことを一定程度認識していた。そのうえで、関与した副所長の一人は、情報漏洩を断った際、ミタニ建設社主から、「断ると工事がうまくいなくなる」と言われたほか、「高松（本局）の方に言う」と言われ、考えさせてほしいと答えたとの供述があるほか、電話で前任に問い合わせたところ、言いにくそうに「協力していた」と答えたとの供述もあった。

このような前任との関係に関する供述から考察すると、自身の人事に対する意識に加えて、技術系職員の仲間意識が強く働いたことも考えられる。ミタニ建設社主へ情報提供を直接行ったのは、両事務所とも道路系の技術系職員である。四国地方整備局の中で技術系職員として長年一緒に仕事をしてきたことから違法な行為でも問いたすことができず、むしろ同調して自らも引き受けてしまったと考えられる。その背景には、専門性を踏まえた部門別人事の中で、仲間内で波風を立てずにいればよいというような、狭い視野に基づく誤った認識が助長された面があったと考えざるをえない。

また、河川担当副所長も、同様の意識から、違法行為を拒否したり是正し

たりすることができなかつたと考えられる。実際、関与した河川担当副所長は、「同僚と人間関係でギクシャクしたくなかつた」「前から知っていた人なので伝えたという要素が心の中にあつた」などと供述している。

(3) 本局のミタニ建設社主への評価

ミタニ建設社主は、協会の関係で本局に出入りすることが多かつたとの複数の供述がある。ミタニ建設社主については、本局幹部の一人によれば、「工事の品質確保や緊急の災害対応などに積極的に取組み、防災等対応のできる業者」「四国全体でのリーダーシップもあり、他県の協会長よりもリーダーシップは抜きんでていた」と供述している。また、今回関与した副所長のほとんどが赴任前にミタニ建設社主の名前を聞いたと供述している。

また、ミタニ建設社主が経営するミタニ建設工業（株）の受注高が平成21年度に大幅に増加し、入札参加資格CランクからBランクになる可能性があり、本局企画部においては、同社の平成23-24年度における参加資格についてシミュレーションしている（平成22年3月頃）。このことについて、当時の企画部幹部の一人は、「Bランクはほとんど仕事がなく、県協会長のところが仕事なくなるのは困るという懸念があつた」と供述している。このシミュレーション結果に基づき「三谷氏にアドバイスしたことはない」とのことであるが、本局においてミタニ建設社主あるいはミタニ建設工業（株）に対する一定の配慮を行つていたことが職員に認識されていた面があつたと考えられる。

こうした本局のミタニ建設工業（株）あるいはミタニ建設社主本人への評価が、ミタニ建設社主と一対一で対応しなければならなかつた副所長らにとって、(2)で述べた自らの人事上の立場と相まって、その求めを拒否しきれなかつた要因の一つになつたと考えられる。

実際、今回関与した副所長は、「本局においても、防災面の活躍で評価されており、知り合いも多くおり、三谷さんの要望を断ると自分の人事に悪影響があるかもしれないと思つた」「ミタニがBになるかも知れないという話は、多分局で聞いたことがあつた・・・本局がミタニに対してその社会貢献活動を評価したり、配慮したりしていることを知っている中で、三谷社主の求めを無碍に断るとするのは難しいと感じていたのは事実である」などと供述している。

(4) 高知県の地域性

災害緊急対応等において建設業の役割が重要であるという認識は地方部において広く共有されているものであるが、高知県は、四国の他県と比べ

ても台風や豪雨等の自然災害が多く、こうした認識を持つ傾向が特に顕著に見られる地域である。

本局幹部の一人は、こうした高知県の特性について「産業基盤がなく、建設業就業者の割合も多く、災害の対応も必要な中で、第一線で頼りになるのは地域の建設業者であるという認識をもっていった」と供述している。

また、本局幹部の一人は、「高知は四国の他の三県と比べて海峡を隔てて他県と接していないという意味で田舎であり、人間関係の濃さ、地域の固まりも強い」と供述している。人間関係については、今回関与した副所長の一人が「高知はまず自分がという意識が強い・・・事業について納得してもらうためには地域・分野でとりまとめをしている人にまず話を通して納得させることが大事であり、それができればその後の説得もしやすくなるというところがあった」と供述している。

こうした地域性を背景として、今回関与した副所長らは、高知県建設業界のトップである三谷氏と良好な人間関係を持つことで、高知県内の事業を円滑に遂行するだけでなく、災害緊急対応をはじめ様々な局面で他の業者への指導、要請を行い易く、逆に三谷氏の求めを断った場合、同人の地縁的な影響力から、業務の円滑な遂行に支障を来すおそれを感じていたと推察される。

実際、関与した副所長は、「三谷さんの話を断ると、現場なり、組織への悪影響の可能性があると思った」「地域のリーダー的な人物である三谷さんの求めを無碍に断ると事務所の防災対策が進まなくなり、業務の遂行に業界の協力も得られないと思った」などと供述している。

2 背景

(1) 四国地方整備局における副所長の役割に係る認識

土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の副所長が、前者は改築担当が4代にわたり、後者は道路・河川担当ともに3代にわたり、その供述によれば、明示的な引き継ぎをすることなく、ほぼ同様の方式で同様の情報を漏洩している。これら関与した副所長のほぼ全員が「副所長は、業界から投げかけられた問題は一人で判断しないといけないと思った」と異口同音に供述していることを踏まえると、副所長としての使命について何らかの暗黙の共通認識が職員の間にあったと考えざるをえない。

副所長らは、直接の上司であるにもかかわらず、本省から着任した所長には相談しにくい、また、先輩に相談しても「自分で判断しろ」と言われたり、前任が不正行為をしていたことを暗黙に指摘する結果になるので相談できないなどと供述しているが、副所長らがそのように考えてしまうよ

うな風土が組織内にあったと考えざるをえない。

実際に、副所長の一人は、「副所長の資格として現場の状況を判断して自分の責任で捌くというのがあり、そのような組織風土があるのは間違いない」と供述している。

(2) 不適切な情報管理

土佐国道事務所においては、評価点数については、入契委員会の資料はその場で回収されるため、今回関与した副所長は、回収されない資料（入札参加事業者の一覧等）に点数を書き込むなどしてメモをとったと供述しているが、関与した一人の副所長は、メモをとることが難しいので、同委員会後に、担当者に再度同じ資料を印刷させて持ってこさせたと供述している。

同委員会決定後においては、配布され回収された資料はすべてシュレッダー等で廃棄され、原本は金庫等に保管し、再度の印刷はできない（紛失等の場合にあっても所長の許可なく印刷できない）こととするなど、適切な情報管理が行われるべきである。

高知河川国道事務所においては、評価点数については、入契委員会後、同委員会メンバーは持ち帰ることができたとしている。また、最近において総合評価の点数表は業者名のマスキングがされてはいたが、その際に別途配布される入札参加業者一覧の資料で並んでいる業者の順序とマスキングして付される記号の順序が同じであり、容易に推察されるものであったため、実質的にマスキングを行う意味がないなど杜撰な情報管理であったことが副所長の供述から明らかとなっている。

予定価格については、両事務所においても、副所長が検算することとされており、その際に、メモをとったとしている。

(3) 応札及び受注状況に関する情報公開

今回、入札談合が行われていた事務所の落札率等応札状況を見ると、落札率が整備局全体平均を継続的に大きく上回るとともに、土佐国道事務所については世話役3社の年間受注割合がわずか数年の間に2倍から5倍に拡大し、平成23年度には世話役3社だけで全発注額の5割を受注していた。こうした応札状況、受注割合の推移等は、以下のとおりであり、入札談合を含め、何らかの特異な事態の兆候が現れていた。

応札及び受注状況に関する情報については、これまで、事務所ごとに、工事一件ごとの落札率・応札状況に係る情報を作成・公表してきたが、落札率の月平均・年平均や業者別の年間受注額・受注割合といった年間を通じた

傾向等については、公表された多数のデータを加工しなければ明確になることがなかった。

今回の事案において、仮にこれらのデータが作成・公表されていれば、本局が入札談合の可能性を念頭において適切な対応を行うか、又は外部からも入札談合の可能性が指摘されやすいなど抑止的効果も期待できたところである。

(受注割合について)

土佐国道事務所の業者別受注割合を見ると、談合は建設業界全体のためと言いながら、ミタニ建設工業(株)、入交建設(株)、(株)轟組の受注割合は、平成15年度9%に過ぎないものが、平成20年度29%、21年度37%、22年度19%、23年度49%となっていて、世話役である3者の割合が相当高いものとなっている。ミタニ建設社主は、副所長に対し、業界全体のために情報提供を求めた旨の供述をしているが、これらの受注結果は、同人の供述とは必ずしも整合しない。

なお、ミタニ建設工業(株)は、平成23年10月に宮田建設(株)の建設業に係る事業を譲り受けた杉本サンコウ建設(株)(新会社として杉本・宮田建設(株)に社名変更)に対し、(株)ミタニ観光等三谷関係者とともに100%出資している。また、入交建設(株)の親会社である入交グループ本社は、平成21年5月から関西土木(株)に対し、100%出資している。

これら杉本・宮田建設(株)及び関西土木(株)は、それぞれミタニ建設工業(株)及び入交建設(株)と同一の企業グループであることを踏まえ、これら2社の受注額を世話役3社の受注額に加えると、平成23度の土佐国道事務所の全発注額の59.6%を占めている。

(落札率について)

また、平成18年度から22年度までの土佐国道事務所の落札率を見ると(23年度はアウトサイダー排除のために落札率は低下)、事務所全体の年平均が95%前後で推移する中、ミタニ建設工業(株)、入交建設(株)は、平均で97.0%、96.2%とそれ以上に高く、割付けの際に、「行く業者」(受注予定者)に対して入札金額も指示していたとの供述がある。

平成18年度～22年度

ミタニ建設工業(株)	97.0%(19件)
入交建設(株)	96.2%(11件)
(株)轟組	94.2%(9件)
その他	94.8%(110件)

第5章 地方局全体の総点検と再発防止対策の検証

本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまで発生した談合事件等の不正事案を契機として当省において講じてきた再発防止対策の取組状況とその効果の検証を行った。

1 地方局全体の総点検

(1) 四国地方整備局管内の他事務所における入札談合等関与行為の有無等の点検

今回の事案に係る事務所以外の四国地方整備局管内の事務所の所長、副所長及び入札契約手続きに係る担当課長級職員（平成18年度から現在までに在籍した者）282名及び事業者に対するアンケート調査（四国地方整備局管内事務所のC等級業者のうち平成18年度以降において受注実績のある企業208社に対して行ったアンケート調査）から談合関連の情報などがあった者について面談式で調査を実施した。

その結果の概要は、以下のとおりである。

① その他四国地方整備局管内事務所の職員等に対する面談式調査

今回の公正取引委員会の排除措置命令等において業者間の談合があったとされた高知港湾・空港事務所については、同委員会からの改善措置要求において、職員による入札談合等関与行為の指摘がなかったものの、当該事務所所長、副所長等に対し複数回の面談式調査を行った。その中で、国土交通省OBとの接触状況について聴取したところ、「OBも挨拶回りで、いい仕事がありますかね、という程度の世間話で、具体的な情報を伝えてはいない」「予算が多ければ、発注件数が多くなるのではないかという程度で、個別具体的な案件の話はしていない」ということであった。

また、高知県内におけるその他の中村河川国道事務所、中筋川工事事務所、四国山地砂防事務所においても、これらの事務所の所長、副所長等に対して複数回の面談式調査を行ったが、「国交省OBとは世間話や挨拶を交わす程度のつきあい」であり、情報漏洩に関する事実は確認されなかった。また、受注実績のある業者やそこに在籍する国交省OBに対して面談式調査を行ったが、入札関連情報を聞き出すようなことはないとのことであった。

さらに、愛媛県、香川県、徳島県内の事務所について、所長、副所長等に

対して複数回の面談式調査を行い、今回の類似事例や兆候等があったかどうかについて聞いたところ、そのような事実はないとのことであった。

② 事業者に対するアンケート調査に基づく面談式調査

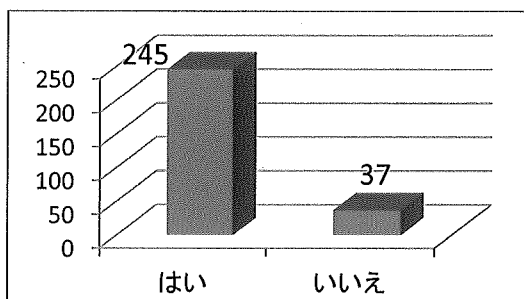
高知県、香川県、徳島県、愛媛県内の事業者（11社）から談合に関する回答があったため、当該事業者に対する面談式調査で確認したところ、10年以上も前の話であり、単なる噂であるなど確たる事実に基づく情報でなかったことが判明したほか、関連する各事務所の所長、副所長等に対する面談式調査によっても、談合の事実は確認されなかった。

以上のとおり、四国地方整備局管内の他事務所における入札談合等関与行為の有無について点検を行ったが、いずれも職員による関与に関する事実は確認されなかった。しかしながら、国交省OBの来訪の際に、OB側から発注に関する話題が出されたことが確認されたため、万一職員側が対応を誤れば結果的に情報漏洩となるおそれがないわけではない。今回の事案を契機とした再発防止対策については、すべての事務所において十分に措置していくことが必要である。

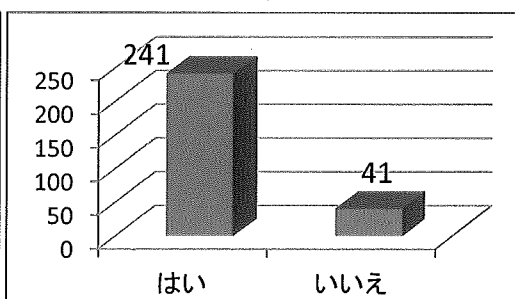
③ 職員の入札談合等関与行為の違法性に関する認識等の点検

今回の四国地方整備局職員（282名）に対する面談式調査においては、職員の入札談合等関与行為の違法性の認識等についても調査したところ、重い懲戒処分のあることを知っている者が245名（86.9%）、損害賠償請求の対象となることを知っている者が241名（85.5%）であるのに対して、刑事罰の重さ（5年以下の懲役）を知っている者は35名（12.4%）であった。

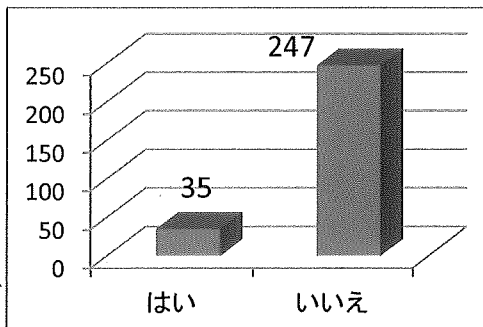
【重い懲戒処分】



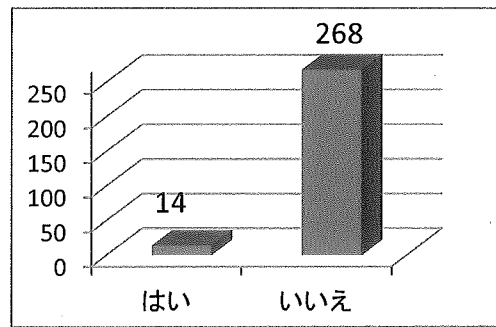
【損害賠償請求】



【法定刑5年以下】



【談合は必要悪だと思いますか】



一方、談合は必要悪かについては、268名（95.0%）が否定したものの、「必要悪と思える時もある」などとする者も14名（5.0%）いた。

これらの結果を踏まえると、今回の再発防止策の中の「違法性の認識に関する研修の徹底」が極めて重要であるといえる。

（2）他の地方局に対するアンケート調査

他の地方局各事務所（254事務所）の所長及び副所長（技術）に対して実施したアンケート調査（記名式：601名）の内容は、職員の官製談合行為の違法性の認識、業界からの働きかけの状況、それに対する対応の状況のほか、業者から総合評価点数について教えてほしい旨の依頼があったかなど今回事案類似の兆候がないか等を点検するためのものとした。

その結果の概要は以下のとおりである。

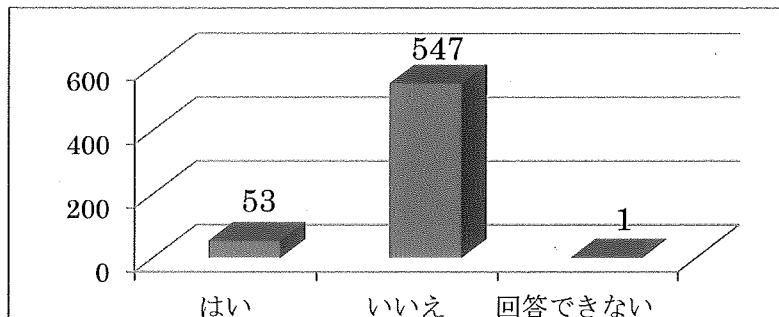
- ① 「高知県における国交省直轄事業について入札談合が行われ、国交省職員が入札関連情報を漏洩する形で関与していた今回事案を知っていますか」の問いに対しては、全員が知っていると答えた。
- ② 「談合は、地域雇用の維持、事業量の公平な配分など社会的機能を果たす必要悪だとの認識がありますか」の問いに対しては、53名（8.8%）が「ある」と答えた。

これら「ある」と回答した者に対して面談式調査を実施した結果、一般論として世の中にそのような認識があるという意味で「ある」と回答した、建設業界の側にそのような認識があるという意味で「ある」と回答したなど職員自身がそう認識しているわけではないとのことや、単に必要悪の意味をとり違え、談合は「悪である」という意味で「ある」と回答したとのことであった。

談合を必要悪として受け入れるような考え方については、官民通じて

払拭しない限り、同じ不正事案を繰り返すことが懸念されるものである。

【談合は必要悪だとの認識がありますか】

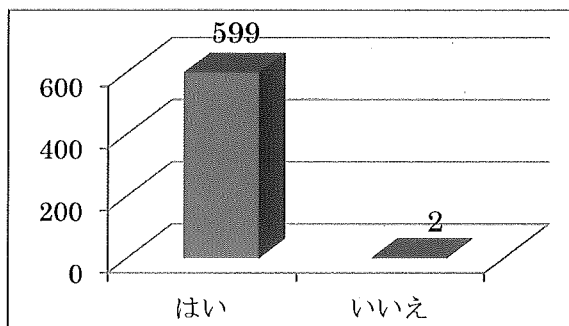


- ③ 「予定価格、総合評価の評価点数等入札関連情報を公表前に業者等に漏洩する行為は、官製談合防止法上の入札談合等関与行為となることを知っていますか」の問いに対しては、全員が知っていると答えた。

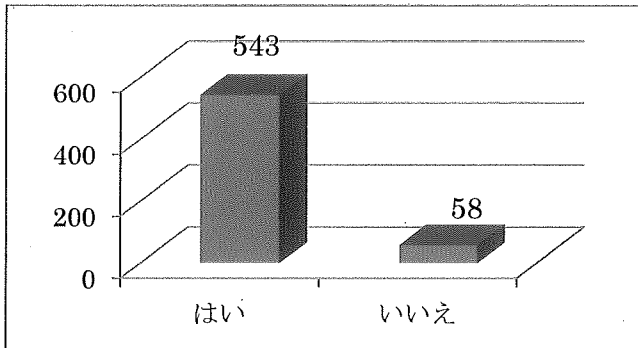
しかしながら、入札談合等関与行為を行うと、「懲戒免職などの重い人事上の処分の対象となること」や「懲役5年以下という重い刑事罰の対象となること」「談合を行った業者とともに共同不法行為をした者として、関与した職員も国の損害賠償請求の対象となること」については、認識がない者が若干いたほか、「入札談合等関与行為があった1者応札の場合で落札企業が倒産するケースでは、関与職員が全額を賠償しなければならない場合があること」については、半数以上の者が「知らない」と答えた。

今回の高知県における事案については、既に他の地方局にも周知が図られているものの、入札談合等関与行為の違法性の認識については、全地方局において一層の徹底を図る必要があるといえる。

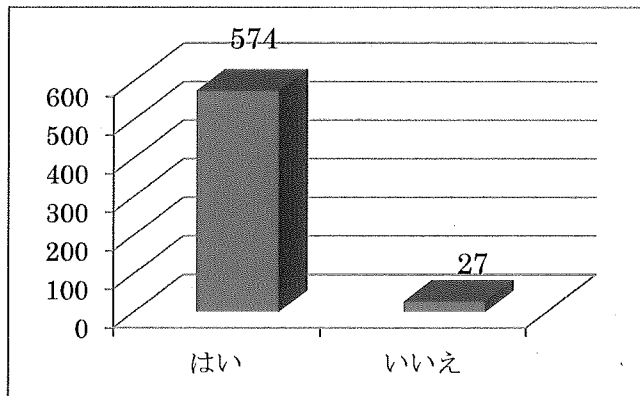
【懲戒免職などの重い人事上の処分の対象となることを知っているか】



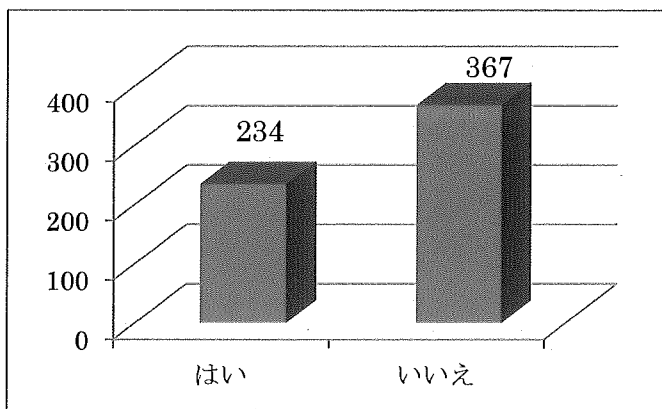
【懲役5年以下の刑事罰の対象となることを知っているか】



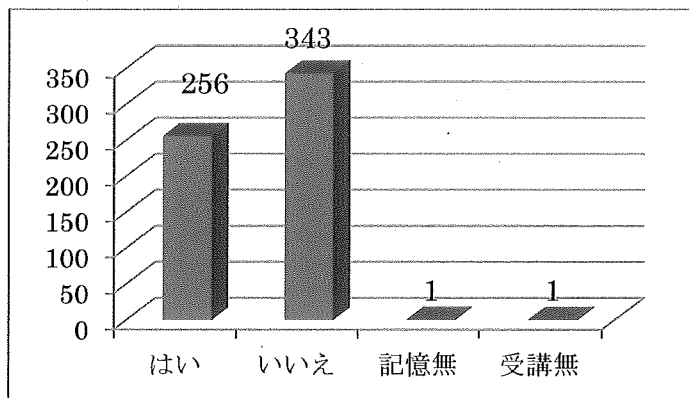
【関与職員も国の損害賠償請求の対象となることを知っているか】



【入札談合等関与行為があった1者応札の場合で落札企業が倒産するケースでは、関与職員が全額を賠償しなければならない場合があることを知っているか】



【人事上の重い処分、刑事罰、損害賠償請求の対象となることなど、これまで受講した研修や講習会などで触れられていましたか】



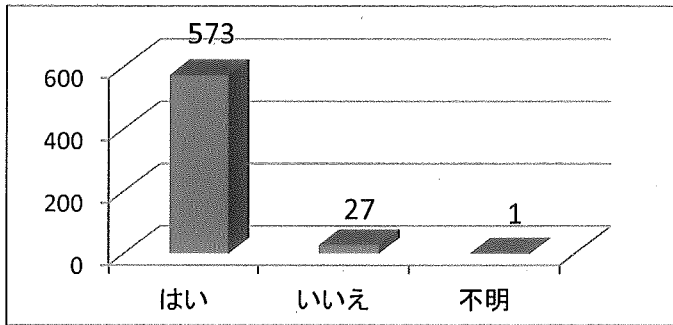
- ④ 「発注者綱紀保持規程についての理解については、発注者綱紀保持責任者(担当者)は誰か」については、正確に把握していない者が90名(15.0%)おり、「不当な働きかけがあった場合の報告を誰に対して行うか」については、正確に把握していない者が102名(17.0%)いた。

また、「不当な働きかけを受けた場合、事務所における特定の職にある者の責で処理するのではなく、組織的な対応をすることができている又はできると思いますか」という問いに対して、「いいえ」と回答した者が27名(4.5%)いた。「建設業界の方から不当な働きかけを受けた場合に報告すべき旨を部下職員に徹底していますか」という問いに対して、87名(14.5%)の者が「いいえ」と回答している。

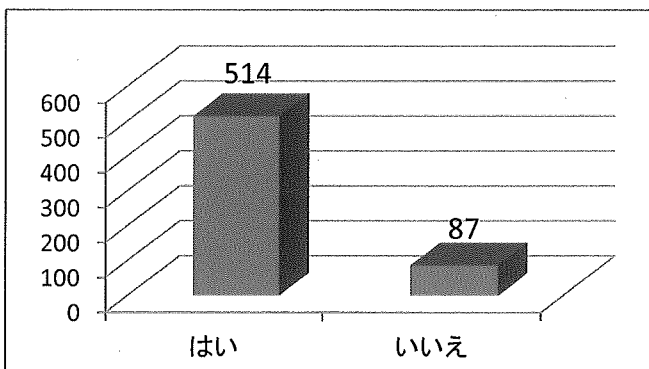
これら組織的対応ができていないと回答した者に対して面談式調査を実施した結果、「必ずしもすべての人が組織的対応を行えると思わなかった」「詳細まで決まり事がない、こうなったらこうしましょうというルール化が事務所でできていない」「上司に報告した後の結果等については、知らされるようになっていない」「組織的対応のフローが明確になっていない」とはいえないと考えた」などの意見があった。

これらを踏まえると、今回事案が発生した四国地方整備局のみならず、他の地方局においても、不当な働きかけを受けた場合の組織的対応のシミュレーションを各事務所で行うなど、確実に組織対応ができる体制を整備していく必要がある。

【不当な働きかけに組織的対応ができている又はできると思いますか】



【不当な働きかけを受けた場合の報告を部下職員に徹底していますか】

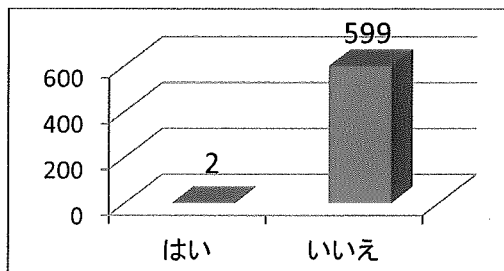


⑤ 入札関連情報については、公表前に、建設業界の方から入札参加業者、総合評価点数又は予定価格について教えてほしい旨の依頼を受けたことがある副所長が4人いたが、いずれの場合も「その依頼を断った」と回答している。

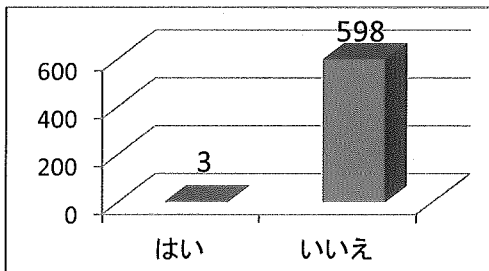
ただし、その旨を上司である所長に報告した者は一人であり、他の者は、発注者綱紀保持担当者へ報告する旨を告げると相手が直ぐに撤回した、あるいはその時点で会話を中断し帰ってもらったなどを理由として上司である所長へは報告をしなかったと回答している。

なお、調査基準価格について教えてほしい旨の依頼を受けたことがあったと答えたものはいなかった。

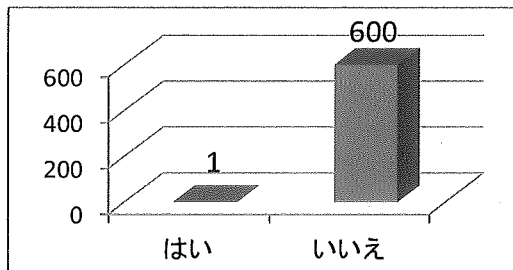
【総合評価点数】



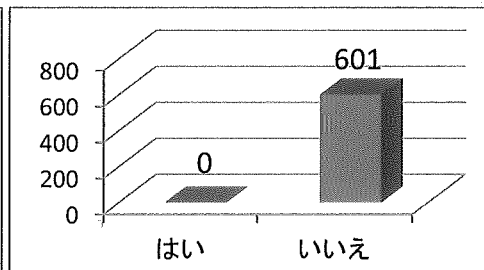
【入札参加業者情報】



【予定価格】



【調査基準価格】

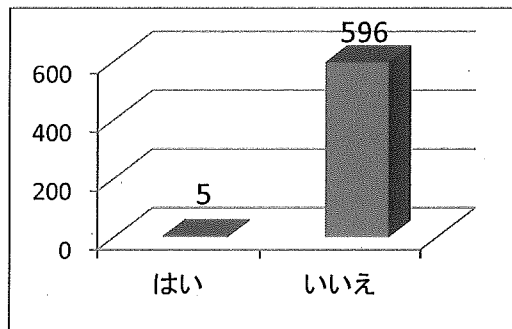


⑥ 「建設業協会等の建設業団体の長又はその役員から個別業者の資格審査や個別の工事の発注等に関して要望を受けたことがあるか」については、5名（所長2名、副所長3名）があると答えた。

その内容については、3名が工事の発注に係る地域要件の緩和の要望であった、1名が工事の発注予定を聞かれた、1名が現場と積算の整合に配慮してくれという要望を受けたと回答している。

要望を受けた機会については、2名が事務所と建設業協会の定期的な意見交換の場で、1名が事務所長と副所長の二人で来訪者に対応する場で、2名が事務所において単独で来訪対応する場で受けたと回答している。

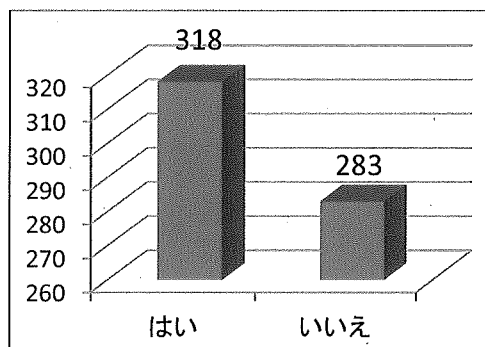
【建設業界の役員等から個別の要望を受けたことがあるか】



⑦ 「事務所発注の土木工事に関する談合情報・談合疑義又は談合の噂に接したことはありますか（既に談合情報対応マニュアルで処理済み又は処理中の案件や行政相談窓口で接した情報、具体的でない情報を除く。）」という問いに対しては、全員がないと回答した。また、「官製談合防止法上の入札談合等関与行為を行ったことがありますか」又は「行わせたことがあるか」の問いに対しても、全員がないと回答した。

- ⑧ 「建設業界の方との関係について、国家公務員倫理規程の遵守について特に注意していたことがあるか」との問いに対しては、318名（52.9%）があると回答し、注意していた内容としては、法令遵守に心がけ、業者との会合への出欠の可否を慎重に行う（飲食のあるものは避け、立食パーティの例外規定についても最小限にするなど）、OBとの接触についても挨拶程度の短時間にするなどと回答した。

【国家公務員倫理規程の遵守について特に注意していたことがあるか】



- ⑨ 「省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置についてどのような取組が重要か」について自由記載欄にあった提案のうち主なものは以下のとおりである。

(i) 職場環境の改善関係

- ・ 上司が部下とコミュニケーションを図り、不正行為は絶対許容しない、という姿勢が部下に伝わるようにすることが必要。
- ・ 組織の風通し改善。「それは技副の範疇だ。」とか「それは〇〇課マターだ。」というように、バリアを張らない。技術副所長や担当課長等を孤立させない職場環境づくり、と実際に話し合える場が必要。
- ・ 報告が確実に行われる組織づくり。

(ii) 研修実施の改善

- ・ 今回事案や類似事案を題材とした職員の意識改革の徹底。何が不正行為でそれを絶対に行ってはいけないという問題認識が徹底されることが重要。参加型の研修会（課題を与えたグループ討議や問題を提起して一人一人発言させるなど）を役職ごとに開催。情報請求された際断り方のアプローチ等工夫をした研修。
- ・ 談合に関わった職員の処分、損害賠償等不利益について正確かつ具体的に他の職員に周知。

- ・浸透、定着するように繰り返し啓発活動を実施。他機関と不適切な事例の情報共有を図り、自ら及び自らの組織の戒めとする。

(iii) 事業者との接触関係

- ・毅然として対応する。今回の四国の事例は、一人で止めることは不可能。組織的に不正を防御できるようにすることが必要。
- ・業界との付き合い方を見直し（言いづらいことは遠慮なく「副所長」に、などと意見交換会等の場で局幹部などから話されて、あえて隙を作っているようなものとも思える。）。
- ・個室廃止、オープン化により一人に対応しない。挨拶も含めて専用の面接室を設ける。

(iv) 情報管理の徹底（情報開示）

- ・発注関連情報を漏洩できないシステムの導入。
- ・技術提案書等の審査における秘匿を確実に実施する。職員だけでなく技術業務委託、技術審査業務などの外注会社からの技術提案関連の情報等の流出も対応。
- ・詳細な作業と業務の流れ、業務分担を把握した上で、対策を考えないと、確実な効果は望めない。

(v) 事業執行関係

- ・不調・不落業務の縮減対策（原因分析、事前防止方策など）。現場事務所では、予算の繰り越しを極力少なくするよう厳しく管理されており、「入札不調は繰り越しの理由にならない」と厳しく言われている。現場責任者には、これが相当のプレッシャーとなっている。
- ・予算管理や工期に関する組織内の締め付け（例えば、予算の不用を出してはいけない、当該年度に確実に当該工事を実施しなければならない＝不調は許されない）を過度に強めないことが必要。

(vi) 入札契約制度の見直し

- ・入札書と技術提案書の同時提出、事後審査、マスキング、多重チェック。
- ・発注手続きの分業（審査を他事務所、他地整へ）、発注手続と積算の分離。
- ・罰則強化、ペナルティの強化（指名停止、営業停止の大幅な期間延長等）
厳しい処分。

(vii) その他

- ・ 防災・災害対策の観点から、各地域に建設業の拠点（機材、人材、材料）が維持される仕組みとして、今の入札参加資格等が相応しいかを再検討する（官公需法との関係も含め）。
- ・ 地域の安全・安心を支える地元企業が、健全に存続するための有効な施策。
- ・ いざ何かあったときに頼りにする業者の育成のためには、継続的に地域の社会資本を管理し、災害発生時の緊急対応が可能な業者が存続できるような工事契約制度の改善が望まれる。

(3) 事務所等ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の応札・受注状況に関する調査

① 調査の趣旨及び調査対象

この調査は、他の地方整備局等において、本事案で見られた応札・受注状況の特徴と同様の状況の有無を確認する観点から実施したものである。

本事案に係る事務所の応札・受注状況において、

- ・ 土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の年平均落札率が 95%を超える年が複数年継続していたこと
- ・ 土佐国道事務所における世話役 3 社の年間受注割合が数年の間に 2 倍から 5 倍に拡大していたこと

等の特徴が見られたところである。

このため、このような特徴を踏まえ、同種又は類似の傾向の有無につき地方整備局の事務所及び北海道開発局の開発建設部のうち 43 を抽出してデータの収集整理を実施した。

具体的には、平成 19 年度～平成 23 年度の事務所等発注の一般土木 C 等級工事又は港湾土木 B 等級工事について、

- ・ 月別契約件数・落札率の推移
- ・ 落札事業者別の年度別落札金額の合計・シェアの推移 等

について調査した。

② 調査結果の概要

本事案で見られた応札・受注状況の特徴と同様の状況が見られないかどうか確認したところ、年平均落札率が高い事務所において、月別平均落札率でも高い水準が継続しており、個々の落札率が高い水準に集中しているものが多く見られた。

今後さらに、一定の応札パターンが繰り返される企業グループが特定されるものがないか、総合評価落札方式の下で落札価格よりも低い価格で入札する特定の業者が継続的に排除されているものがないか、など談合が行われている疑義の有無について、より詳細な分析に努めていく必要がある。

このようなデータ分析手法も活用しながら、発注者として、厳正な入札の執行を確保するとともに、本省による抜き打ち特別監察の対象を決める際の判断要素の一つとしていくことが重要である。

2 これまでの再発防止対策と取組状況及びその検証

(1) コンプライアンスの徹底関係

① 発注者綱紀保持委員会の設置等

平成 17 年の鋼橋上部工事の談合事件を契機として、各地方整備局等に局長を本部長とする発注者綱紀保持委員会を設置し、必要に応じて外部の有識者の意見も聴取しつつ、研修の実施、職員向けコンプライアンス・マニュアルの作成、問題事案の調査等を行うこととされ（平成 17 年 8 月 12 日付け事務次官通知）、それぞれ地方局ごとに、発注者綱紀保持規程を定めている。

また、平成 19 年の水門談合事件を契機として、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る観点から、発注者綱紀保持マニュアルを作成し、周知徹底を図ることとされ（平成 19 年 3 月 9 日付け事務次官通知）、これを受けて、各地方局ごとに発注者綱紀保持マニュアルを作成し、職員に周知徹底が図られている。

② コンプライアンス担当組織等の充実

平成 20 年の豊岡・飛鳥事件（近畿地方整備局発注の工事を巡る職員の不正行為事案）を受けて、入札関連不祥事の再発防止対策（平成 20 年 6 月 26 日付け事務次官通知）が示され、常日頃から法令遵守の徹底や国民目線から見ても不適切な行為の未然防止と不適切な行為があった場合の早期かつ適切な対応を図ることができるよう、各地方局におけるコンプライアンス担当組織の充実を図ることとされた。これを受けて、平成 21 年度より、コンプライアンス担当組織（適正業務指導官、担当補佐、担当係長）が設置された。

この組織により、入札関係不祥事の情報の収集・整理・分析等を行い、コンプライアンス・プログラムが策定されている。

また、同事件を契機に、各職場において、職員相互間で綱紀保持に関する再確認や意見交換を行うコンプライアンス・ミーティングを定期的（当面は四半期に一回程度）に実施することとされている。

地方整備局におけるコンプライアンス・ミーティングの実施状況

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
本局	27%	50%	73%	86%
事務所	36%	72%	93%	94%

※実施している部局数/事務所数の全体に占める割合

北海道開発局では、平成 20 年の北海道談合事件（北海道開発局発注の農

業土木及び河川改修工事に関する入札談合事案)を受けて「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」(平成21年2月)を策定し再発防止対策の実施に取り組んできた。さらに、平成21年3月に設置した北海道開発局コンプライアンス推進本部(以下「本局推進本部」という。)の主導により、本局各部及び各開発建設部に対し強化計画に基づく対策を継続して実施している。開発建設部コンプライアンス推進本部は、毎月報告及び四半期毎に取組の実施状況を総括して、本局推進本部に報告している。本局推進本部は、開発建設部の取組と本局の各種取組を併せ、毎月、本省に報告を行い、本局推進本部の議事内容等について開発建設部にもフィードバックしている。また、平成22年度に外部からの意見等を業務運営に反映させるために、外部の有識者で構成される「北海道開発局コンプライアンス第三者委員会」が設置されており、毎年度、内部統制等報告書の案及び毎年度のコンプライアンス強化計画の案について調査審議している。

【検証】

各地方局に設置された発注者綱紀保持委員会は、外部有識者を含めた審議会形式で、年に2回程度開催されてきた。また、発注者綱紀保持規程及び同マニュアルが作成され、発注者綱紀保持について職員への周知が進められてきたところであるが、日々の業務運営の中でこれらの遵守について適切なチェックが十分になされていたとは必ずしもいえない。

また、平成20年度からはじめた職場単位のコンプライアンス・ミーティングの実施については、ほとんどの事務所において年に一度は開催されてはいるものの、職員の参加率が低い事務所もあり、また、四半期に一度の頻度で実施しているところは一部に過ぎない。コンプライアンス・プログラムについては、平成23年度においては、約半分の地方局で取組みが十分なされているといえない状況にある。

今回の事案を契機として、すべての各地方局ごとに、局長をトップとするコンプライアンス推進本部を設置し、日々の業務管理の延長で、月1回程度以上開催し、再発防止対策等コンプライアンスの推進を計画的かつ継続的に検証・改善していく内部統制を強化するとともに、その成果を本省に報告するなどの仕組みを構築する必要がある。

④ コンプライアンスに関する研修の実施

コンプライアンスに関する研修については、水門談合を契機とする入札談合防止対策(平成19年6月18日事務次官通知)以降、職員の意識改革を行う観点から、本省幹部に対する研修の実施、地方整備局のコンプライアンス

ス・インストラクターの養成を実施している。

これを受けて、各地方局から国土交通大学校への派遣による研修・講習の受講者数は、以下の表のとおりであり、平成 23 年度までに、303 名のコンプライアンス・インストラクターを養成している。

各地方局における国土交通大学校派遣による研修者数等（人）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
国交大学校	825	961	962	814	725
コンプライアンス・インストラクター総数	26	135	168	231	303

※各地方局の合計は北海道開発局を除く

※コンプライアンス・インストラクター総数は、各年度末の数

北海道開発局においては、平成 20 年の北海道談合事件を契機として研修計画を強化しており、平成 23 年度までに幹部職員はすべて受講済みであるほか、23 年度から新任監督者全てがコンプライアンス関連科目を必須で受講することとしている。また、コンプライアンス講習の中で特に注意が必要な事項について、eラーニングでポイント学習を行い、その内容の理解度を、テスト機能を活用してチェックを行うなど、職員の理解が確実なものとなるよう工夫を行っている。

【検証】

研修の成果については、こうした研修実施の実績にもかかわらず、今回関与した副所長らの中には、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などと供述する者がいたほか、今回実施した面談式調査やアンケート調査等により、四国地方整備局の他の事務所においても、また、他の地方局においても、入札談合に関与した場合の刑事罰の重さや損害賠償請求の相手方になることの認識が薄い職員が見られたことが判明した。

このため、今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士

が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

(2) 事業者との接し方の改善関係

水門談合以降、発注担当職員が事業者等を応接するときは、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は、事前に所属長（応接しようとする者が所属長であるときは、その上司）の承認を得ることがルール化され、その旨が発注者綱紀保持規程及び同マニュアルに明記されている。

【検証】

事業者との接触ルールについては、複数の職員で応接することが原則である旨明確化されているものの、やむを得ず個室で一人に対応する場合には、ドアをオープンにして対応するなど、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない旨記載されるなど、例外的な場合を認めるものとなっている。

今回の事案を踏まえると、こうした例外的な場合が発生する場合にあっても、一対一での対応を避ける観点から、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を図ることが必要である。

(3) 外部からの不当な働きかけがあった場合の報告・通報制度の整備関係

水門談合以降、入札契約に関連して、退職者あるいは企業関係者から不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けたときの上司等への報告とともに、その内容及び対応について公表する旨発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルに定めているが、これまで、不当な働きかけの内容・対応が公表された実績はない。

また、通報制度については、水門談合以降、各地方局ごとに「コンプライアンス窓口」を組織内部及び外部（弁護士）に設置し、通報者の保護と通報しやすい環境を整備してきた。具体的には、地方局の全職員を対象に、発注業務に関する職員の違法・不当な行為を認知した場合に発注者綱紀保持担当者への報告を義務づけるとともに、当該報告に基づき局長が必要な調査及び所用の措置を講ずる制度を整備している。平成19年度から23年度までに通報された実績は、次の表のとおりであり、通報制度が積極的に活用されてい

るとは言い難い状況である。

職員からの通報実績

(全地方局の合計件数)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
内部窓口への通報	8	5	3	1	1
外部窓口への通報	0	6	0	0	0

【検証】

- ① 現行制度では、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けたと職員が思料する場合、当該職員の所属する担当部長等の判断で不当な働きかけに該当すると判断したときに報告書を作成するよう当該職員に命じる仕組みとなっており、局長への報告の前に一種のスクリーニングが行われる仕組みとなっている。当該仕組みにも一定の合理性はあるものの、組織管理の責任者である局長に報告が十分なされない可能性がある。

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、今後は、不当な働きかけを受けたと考える職員からの報告が、すみやかに局長に届き、不当な働きかけに該当するかどうかについて担当部長等の意見を参考にしながら局長が判断し、必要な措置を講ずる仕組みとする必要がある。

- ② 通報制度については、必ずしも積極的に活用されているとは言い難い状況にあることを踏まえ、各機関においては、職員が問題を一人で抱え込まず、通報制度を活用することが、組織にとっても職員個人にとってもリスクを低減させることにつながることを、再度、周知徹底する必要がある。

(4) 一般競争方式の拡大等入札制度の改善関係

水門談合以降、災害復旧工事や小規模な工事を除き、一般競争方式へ段階的に移行してきた。

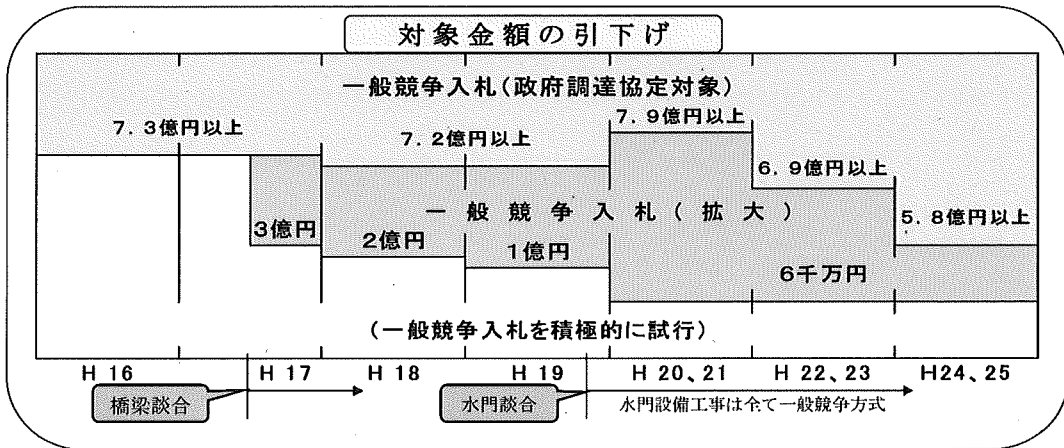
【一般競争方式の対象範囲の拡大の経過】

- ・平成 17 年度上期まで 7.3 億円以上
- ・平成 17 年度下期 3 億円以上
- ・平成 18 年度 2 億円以上

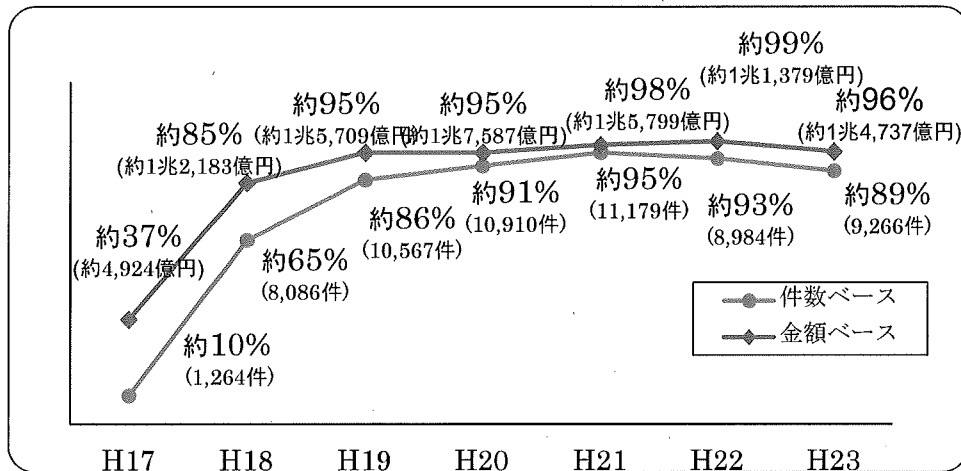
- ・平成 19 年度 1 億円以上
- ・平成 20 年度 6000 万円以上

また、総合評価落札方式については、平成 17 年秋に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」に基づき品質確保を図っていく上での参考として「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて（通知）」が示されたことを受け、各地方局においては、平成 17 年度から試行が開始された。

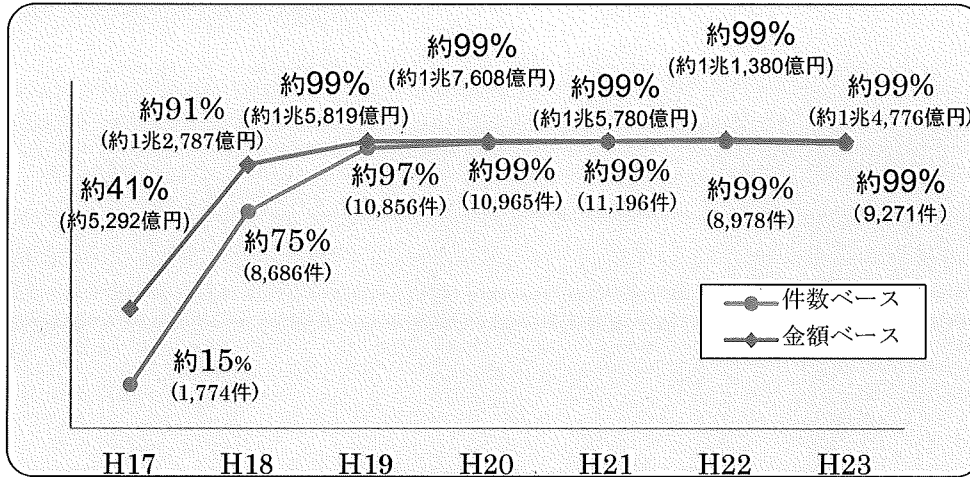
水門談合以降、総合評価落札方式の拡充のための条件整備が進み、平成 23 年度においては、ほぼ全工事において総合評価落札方式が採られている。



一般競争入札方式の割合
【全契約件数に占める割合】



総合評価方式の割合
【全競争入札件数に占める割合】



平成20年の豊岡・飛鳥事件において、予定価格が漏洩したため、その再発防止策として、予定価格の実質的な決定をできる限り入札日直前とすることとされた。また、入札書提出期限以降、改札前に予定価格を作成する取組を試行することとされた。これを受けた各地方局の取組状況について、平成24年3月に入札を行った本局及び各県代表事務所（河川国道事務所）の一般土木工事を抽出して調べると、予定価格の作成が入札日以後となっているものが約6割であった。

北海道開発局においては、平成20年の北海道談合事件を契機として総合評価に係る技術提案の審査について、入札参加者名の漏洩防止、恣意的な審査の排除の観点から、企業名等をマスキングした技術資料による審査及び事後審査を簡易型及び標準型の一部で試行している（平成20年10月以降）。

【検証】

一般競争方式の拡大については、水門談合以降、災害復旧工事や小規模な工事を除き、一般競争方式へ段階的に移行し、全契約に占める割合は、平成23年度は震災復興の関係で若干下がっているものの、金額ベースで約96%となっている。

また、総合評価落札方式については、平成17年度以降、各地方局においても総合評価落札方式が本格的に導入され、全競争入札に占める割合は、金額ベースで約99%となっている。

このような中、予定価格、総合評価点数等の入札関連情報が漏洩した今回の事案を踏まえると、予定価格作成時期の後ろ倒し、入札書と技術提案の同時提出など、できる限り、システムとして、個人

の不正が入り込む隙がないものとして再構築する必要がある。

なお、北海道開発局において取り組んできた企業名のマスキング等の実施については、情報管理の面からは効果があるものの、事務作業量が大幅に増加している点に留意する必要がある。このため、今回の再発防止対策において、入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキング等の実施が過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。

(5) 談合業者に対するペナルティの強化関係

入札談合等の不正行為に対するペナルティの強化については、平成17年の鋼橋上部工事の談合事件や平成19年の水門談合事件を契機として、指名停止措置の強化、建設業法に基づく監督処分等の強化等を行ってきたところである。

【平成17年の鋼橋上部工事の談合事件】

- ・指名停止措置の強化：最長期間12ヶ月→24ヶ月
- ・違約金特約条項：WTO該当工事における談合首謀者について10%→15%
- ・建設業法に基づく営業停止処分：再犯加重期間3年→10年

【平成19年の水門談合事件】

- ・指名停止措置の強化：最長期間24ヶ月→36ヶ月
- ・建設業法に基づく営業停止処分：役員が刑法談合等の刑事罰の場合、最長期間を1年、その他の場合にも営業停止期間を倍増するとともに、地域限定を廃止し、処分に係る対象地域を全国に拡大。

【検証】

談合業者に対するペナルティの強化は、これまでの談合事件等の不正事案を契機とする再発防止対策により措置されてきたところである。

今回の事案に係る談合首謀者が談合期間中に相当程度高い落札率であったこと等から、これまでWTO該当の大規模工事に限定していた違約金特約条項の引き上げ措置（10%→15%）をC等級の土木工事まで対象とするよう拡大すべきである。

(6) 再就職の見直し関係

平成17年の鋼橋上部工事の談合事件や平成19年の水門談合事件を契機として、再就職に関して所要の措置を講じてきた。

今回の事案においても、今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発

注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請したところである。

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

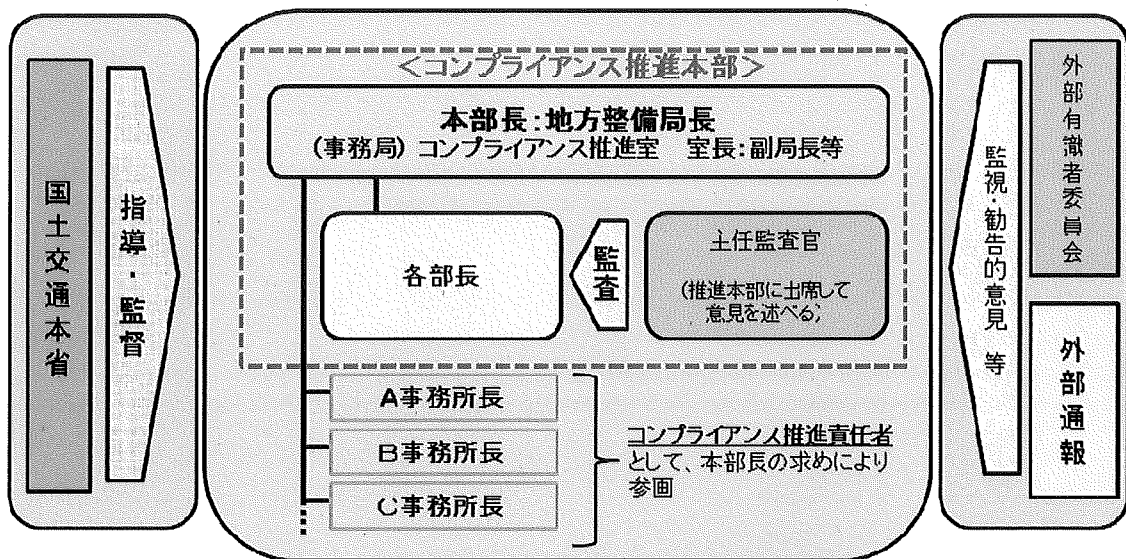
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し(発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき)、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

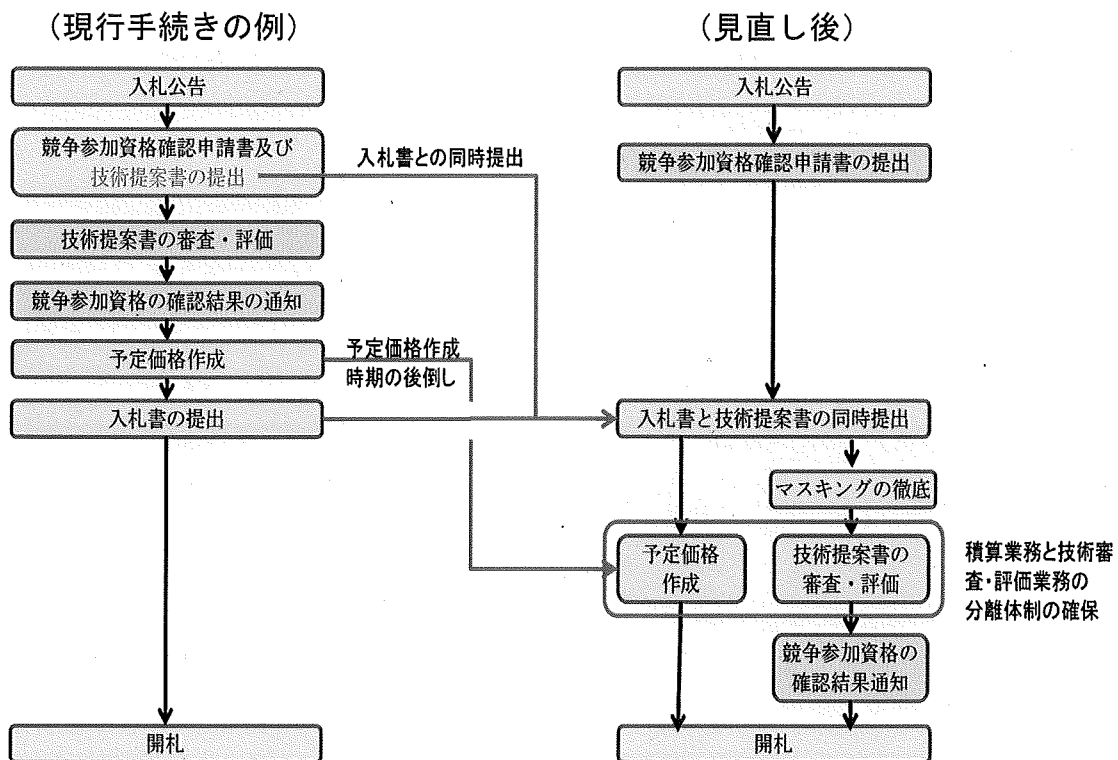
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いきにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

(参考)

○「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」

(平成25年3月14日)

委員長	鶴保 庸介	副大臣
副委員長	松下 新平	大臣政務官
委員	佐藤 直良	事務次官
	菊川 滋	技監
	増田 優一	国土交通審議官
	久保 成人	官房長
	花岡 洋文	総括審議官
	松脇 達朗	総括監察官
	難波 喬司	技術総括審議官
	日原 洋文	建設流通政策審議官
	深澤 淳志	技術審議官(官房)
	鈴木 千輝	官庁営繕部長
	西脇 隆俊	総合政策局長
	佐々木 基	土地・建設産業局長
	川本 正一郎	都市局長
	足立 敏之	水管理・国土保全局長
	前川 秀和	道路局長
	山縣 宣彦	港湾局長
	田村 明比古	航空局長
	高松 泰	北海道局長
	川崎 正彦	四国地方整備局長
有識者委員	和泉澤 衛	東京経済大学現代法学部教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	金本 良嗣	政策研究大学院大学教授
	郷原 信郎	関西大学特任教授
	長瀧 重義	東京工業大学名誉教授
	奈良 輝久	弁護士
	堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	宮本 健蔵	法政大学法学部教授
	柳瀬 治夫	弁護士
	古川 慎一郎	弁護士
オブザーバー	岩城 孝章	高知県副知事 (敬称略)

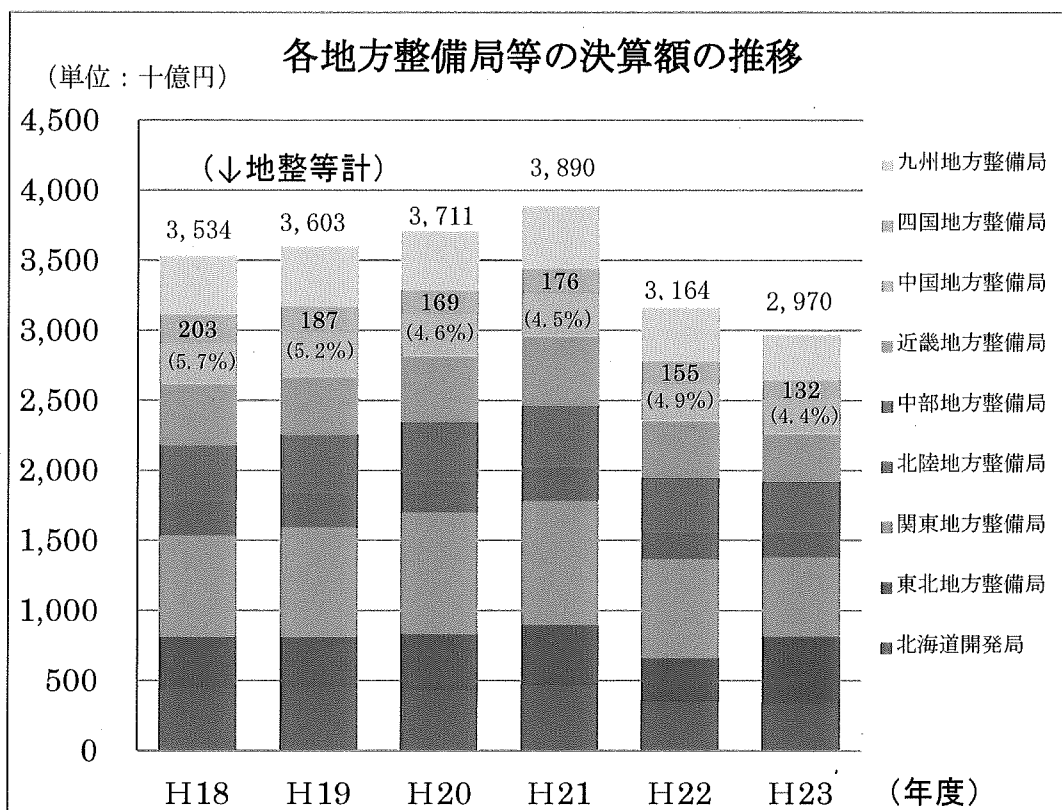
○四国地方整備局及び高知県の建設業をとりまく状況

(1) 四国地方整備局

四国地方整備局は、徳島、香川、愛媛、高知の4県における、主要な河川、道路、港湾、空港等の整備及び管理や各自治体の都市・住宅整備に係る補助、建設産業行政並びに官公庁施設の整備等を行っている。

組織体制としては、本局の下に、20の事務所及び32の出張所を有しており、職員数は約1400人である。

その事業実施の規模については、平成23年度の決算額が1320億円（各地方整備局等全体の4.4%）である。また、最近における推移を見ると、平成21年度から23年度まで1760億円（4.5%）から1320億円（4.4%）と減少している。



(2) 高知県における建設業をとりまく状況

高知県における建設投資額と建設業者数について、最近の動きを見ると、全国における趨勢とほぼ同様に、建設投資額がピーク時の約半分以下となる中、業者数はピーク時の約2割減にとどまっている。

具体的には、建設投資は、ピーク時（平成6年度）の6300億円から2600億円（平成22年度）と大幅に減少（58.7%）。一方、建設業の許可業者数は、ピーク時（平成12年度）の3955業者から3101業者（平成23年度）と21.5%

の減少となっている。

全国的な状況と比較して、高知県の特徴の一つは、建設投資全体に占める公共投資の割合である。平成22年度と同割合が、全国41.4%であるのに対し、高知県は73.1%であり、全国平均よりも30ポイント以上高い。

建設業を営む者にとって、公共投資への依存度が他県に比べて著しく高いことがわかる。

また、四国地方整備局管内における、H17・18年度以降のCランク業者全体の減少率は約2割であるが、うち高知県内に本社を有する業者数の減少率は4割超であり、減少率が極めて大きい。

四国地方整備局における工事請負有資格業者数（一般土木）の推移

等級	H17・18	H19・20	H21・22	H23・24	H17・18→H23・24 の減少率
A	30 (0)	32 (0)	34 (1)	24 (1)	20.0% (-)
B	50 (3)	54 (2)	49 (1)	49 (0)	-2.0% (-100.0%)
C	548 (100)	488 (70)	450 (62)	447 (58)	-18.4% (-42.0%)
D	2,061 (304)	1,772 (242)	1,673 (234)	1,610 (228)	-21.9% (-25.0%)
計	2,689 (407)	2,346 (314)	2,206 (298)	2,130 (287)	-20.8% (-29.5%)

注：()内は高知県内に本社を有する業者数で内数

○ 入札等の状況

高知河川国道事務所、土佐国道事務所及び高知港湾・空港整備事務所の入札状況について、平成18年度から23年度まで、事務所ごとの平均落札率を見ると、

- ・高知河川国道事務所及び土佐国道事務所については、平成18年度から22年度までおおむね95%前後と高い水準で推移し、両事務所ともに平成23年度において9割を切り、整備局全体の平均値を下回っている
- ・高知港湾・空港整備事務所については、平成18年度から23年度まで、92%～94%で推移しており、整備局全体の平均値をいずれの年も上回っている

ことがわかる。

また、四国地方整備局と全地方整備局を比較すると、平成18年度から23年度まで、おおむね2ポイント程度高く推移している。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高知河川国道事務所	94.51%	94.56%	95.89%	94.60%	94.54%	88.91%
土佐国道事務所	93.25%	95.39%	94.14%	94.64%	95.30%	89.17%
高知港湾・空港整備事務所	92.16%	93.30%	92.60%	94.66%	93.70%	92.45%
四国地方整備局	91.49%	91.12%	91.66%	92.41%	91.68%	91.21%

(参考)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東北地方整備局	89.27%	89.02%	90.04%	90.55%	90.26%	91.26%
関東地方整備局	87.00%	89.37%	90.06%	89.79%	89.42%	90.52%
北陸地方整備局	88.33%	88.88%	90.31%	90.61%	89.45%	90.48%
中部地方整備局	91.89%	91.99%	91.94%	92.60%	91.47%	91.60%
近畿地方整備局	86.08%	87.66%	88.43%	86.39%	87.66%	88.23%
中国地方整備局	90.43%	90.81%	91.15%	91.19%	90.15%	89.73%
九州地方整備局	88.33%	87.35%	87.97%	88.87%	87.34%	88.07%
全地方整備局計	88.76%	89.34%	89.97%	90.10%	89.46%	90.08%
北海道開発局	93.59%	92.92%	90.29%	90.36%	89.88%	90.08%

○ 四国地方整備局における業務運営及び職員管理の状況

1 工事発注業務の現状

(1) 本局発注と事務所発注

地方整備局における直轄事業に係る工事発注は、その請負工事金額が 3 億円以上となるものは本局において、3 億円未満となるものは各事務所において発注することとされている。

(2) 総合評価落札方式の導入

平成 17 年秋に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」に基づき品質確保を図っていく上での参考として「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて（通知）」が示されたことを受け、四国地方整備局においても総合評価落札方式が本格的に導入されている（平成 17 年 11 月 1 日より実施方針施行）。

※総合評価方式による落札者の決定方法

1) 入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、2) により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

2) 評価値

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} (\text{単位: 億円}) \\ &= (100 \text{点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

標準点：要求要件を満足する技術提案について 100 点の標準点を与える。

加算点：技術提案等に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

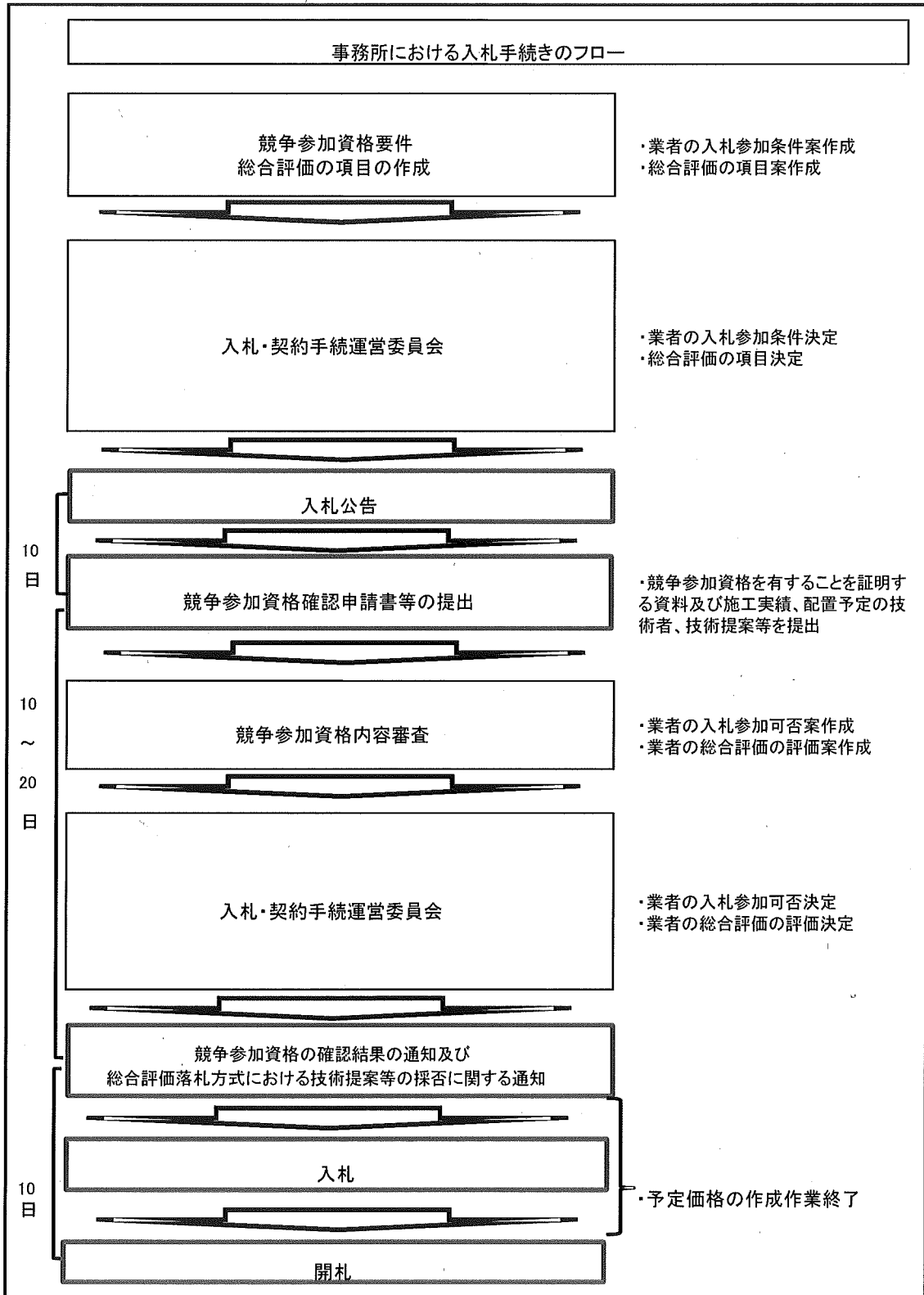
3) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値（＝100点（標準点）÷予定価格）を下回らないこと。

4) 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 事務所における入札手続き

事務所発注の土木工事に係る入札手続きは、以下の図の示すとおりである。(日数は標準的な場合)



(4) 発注担当職員による的確な職務遂行

平成 17 年の鋼橋上部工事の談合事件を契機として、各地方整備局等に局長を本部長とする発注者綱紀保持委員会を設置し、必要に応じて外部の有識者の意見も聴取しつつ、研修の実施、職員向けコンプライアンス・マニュアルの作成、問題事案の調査等を行うこととされ（平成 17 年 8 月 12 日付け事務次官通知）、これを受けて、四国地方整備局においても、平成 17 年 12 月に同委員会を設置し、18 年 3 月の第一回審議を経て四国地方整備局発注者綱紀保持規程（平成 18 年 4 月 18 日国四整訓第 4 号）を定めている。

また、平成 19 年の水門談合事件を契機として、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る観点から、発注者綱紀保持マニュアルを作成し、周知徹底を図ることとされ（平成 19 年 3 月 9 日付け事務次官通知）、これを受けて、四国地方整備局においても、平成 19 年 3 月、発注者綱紀保持マニュアルを作成し、職員に周知徹底している。

同マニュアルにおいては、退職者あるいは企業関係者との対応方法を規定するとともに、不当な働きかけを受けた場合の取り扱い等についても明記されている。

【発注者綱紀保持規程】

「発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようにするものとする。この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するものとする。これによることができない場合は事前に所属長の承諾を得るものとする」旨規定。

「「不当な働きかけ」に、入札参加者についての公表前の情報漏洩要求行為が含まれる」旨規定

「職員は、事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、速やかに所属長等を経由し、所属部長等（本局にあっては部長、事務所にあっては事務所長）に報告するとともに、その後の対応について指示を受けるものとする」「所属部長等は、発注者綱紀保持担当者を経由して、局長に報告する」旨規定

【発注者綱紀保持マニュアル】

「やむを得ず個室で一人に対応する場合には、ドアをオープンにして対応するなど、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない」旨を記載。

「不当な働きかけと思料する行為を受けたときは、組織として受け止めて、組織として対応する必要があるため、速やかに所属長等を経由し、所属部長等に報告すること、その後の対応についても指示を受ける」旨を記載。

(5) 入札関連情報の情報管理の状況

四国地方整備局における秘密情報（予定価格、調査基準価格、入札参加企業名、総合評価点数等）の取扱いについては、四国地方整備局発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアル（平成19年3月作成周知）において、発注担当職員に秘密の保持義務について規定されている。

【発注者綱紀保持規程】

「発注担当職員は、当該発注に係る発注担当職員（当該秘密を知るべき者に限る。）でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をしてはならない」旨規定。

【発注者綱紀保持マニュアル】

「「発注事務」とは、発注計画・積算業務、予定価格書作成、事業者の選定・審査などの一連の業務全般が含まれる」旨を記載。

「「発注担当職員」に、決裁者及び決裁において経由する者が全て含まれる」旨を記載。

「発注事務を担当する職員同士の間であっても、自分が担当する発注事務に係る秘密や公表制限情報について、当該事務を担当していない他の発注事務担当職員に教示・示唆することは許されない」旨を記載。

また、平成20年の豊岡・飛鳥事件（近畿地方整備局発注の工事を巡る職員の不正行為事案）を受けて、入札関連不祥事の再発防止対策（平成20年6月26日付け事務次官通知）の中で予定価格情報の管理の厳格化が図られている。具体的には、積算業務に従事する担当者レベルの職員が、予定価格を類推させる情報を知ることができないよう、当該職員の業務は工事に必要な資材等の数量や現場条件等を決定する業務に限定し、管理職員は自ら一般管理費等の積算を行って工事費計算書の案を作成する取り扱いを徹底することとされ、四国地方整備局においてもそのとおり実施されている。

さらに、四国地方整備局においては、平成23年2月18日付け通知（「入札契約関係資料の情報管理の徹底について」総務部長・企画部長から各部長・各事務所長あて）により、技術提案等の内容に関する審査等について情報管理を徹底するために必要な基本的な取り扱い及び当面の標準的な取り扱い（試行）を定めている。具体的には、マスキングを行うべき資料（技術提案書）、マスキング事務の担当部署、審査資料の委員会終了後の廃棄等の取り扱いが定められているが、当該通知以前においては、情報管理の取り扱いが各事務所の判断にゆだねられており、統一的な明文のルールはなかったものである。

2 職員管理の状況

(1) 副所長の任用

地方整備局採用の技術系職員は、道路工事、河川工事、機械電気工事等の専門性を踏まえた人事が行われており、各事務所の副所長もこうした専門性を踏まえ、担当分野の事務所発注等の事務の整理（総括）について技術的事項を担当する者として配置されている。

地方整備局採用の本局幹部の技術系職員のキャリアパスを見ると、こうした事務所の副所長ポストを経て配置されており、このような副所長ポストは本局幹部へのいわば登竜門的なものと職員間で認識されていたと思われる。

なお、事務所の副所長の任命権者は、国土交通大臣とされている（事務所配置の職員のうち副所長及び所長の任命権者は大臣であるが、これら以外の職員の任命権者は原則として地方整備局長とされている。）。

(2) コンプライアンスに関する研修等の実施状況

四国地方整備局においては、他の地方整備局等と同様に、特に、平成19年の水門談合事件以降、コンプライアンスに関する研修等の実施に取り組んできたところである。しかしながら、未だ、全職員を対象にできてはおらず、また、同じ職員に繰り返し意識を高めるという趣旨では未だ不十分な状況である。

四国地方整備局における国土交通大学校派遣・整備局内研修による研修者数（人）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
国交大学校	86	108	71	84	71
局内研修	81	108	149	143	101
合計	167	216	220	227	172

実施されているコンプライアンス関連の研修内容について見ると、入札契約制度と官製談合防止法の部分については、コンプライアンス全般、発注者綱紀保持規程の概要、過去の談合事案の概要等を講義形式で説明することとされているが、今回関与行為を行った副所長らの中に「研修があったが自分に関係ないと思っていた」などの供述をした者がいることを踏まえると、具体的な自分の身近な問題として考え、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるようなグループ討議方式等を積極的に採り入れる必要がある。

また、事務所コンプライアンス講習会として、適正業務指導官が全事務所職員を対象に講義を行っているものの、水門談合事件の際に取り組むことと

された、地方整備局の「コンプライアンス・インストラクター」の養成については、四国地方整備局においては、平成19年度に1名の養成を行って以降、平成22年度まで行われてこなかった。その後、平成23年10月に四国地方整備局職員による倫理に関する処分事案が発生したことを受けて講じた再発防止策の一環として本局各部筆頭課長及び各事務所の事務担当副所長（又は総務課長等）をコンプライアンス指導者（担当者）として配置し、その資質の向上を図るため、近隣事務所によるブロック毎にコンプライアンスに関する勉強会をブロックワーキングとして開催するなどの取組を開始したところである。しかしながら、現状では、コンプライアンス指導者が主として事務系職員となっており、今後は、技術系職員の中から、コンプライアンス指導者をさらに配置するなど整備局全体のコンプライアンス意識を、現場により密着した形で、強化・推進していく必要がある。

また、コンプライアンス関係の相談・報告窓口（内部・外部）が設置されているものの、利用状況は極めて少なく、職員への更なる周知徹底など、設置の趣旨が活かされる取組を進める必要がある。

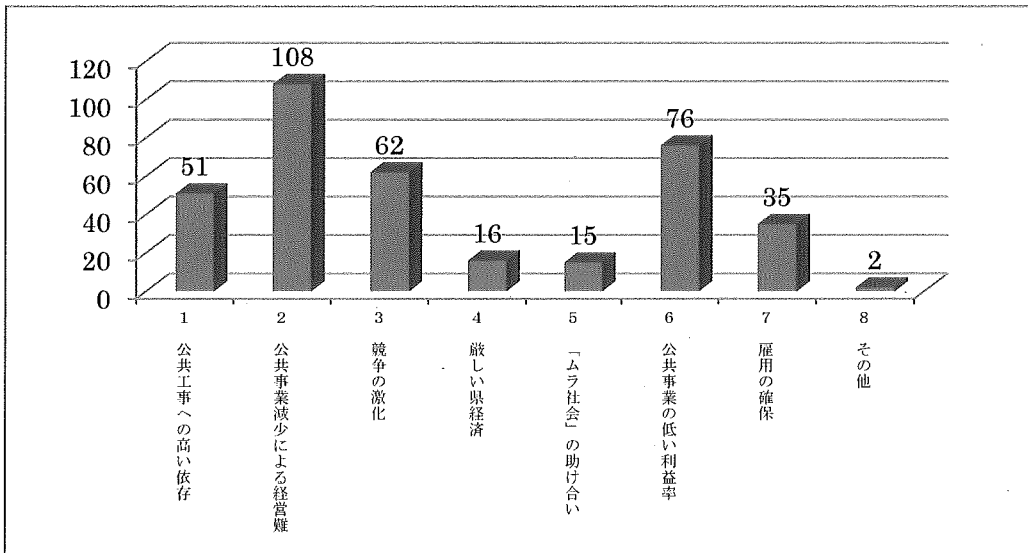
さらに、コンプライアンス・ミーティングについても実施されているものの、職員の出席率は、平成23年度は58.1%であったなど低い率となっているので、今後は、原則として所属職員全員が参加して、具体的な事案に即して、一人一人の職員の理解が深まり、また、判断の難しい事案については、上司や本局のしかるべき職員等に相談していくことが定着するような取組の工夫を進める必要がある。

○ 企業アンケート調査等の結果

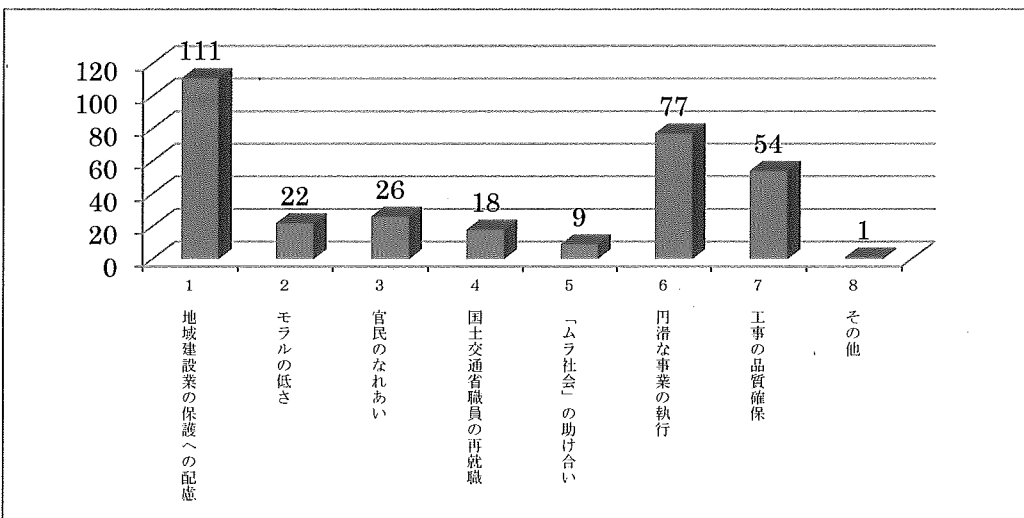
四国地方整備局管内事務所のC等級業者（平成18年度以降、受注実績のある企業208社）に対し、今回の談合事案に関する意識調査（匿名式で行い、談合行為の有無については記名式）を実施した。

（1）匿名アンケートの結果（回収168社：回収率80.7%）

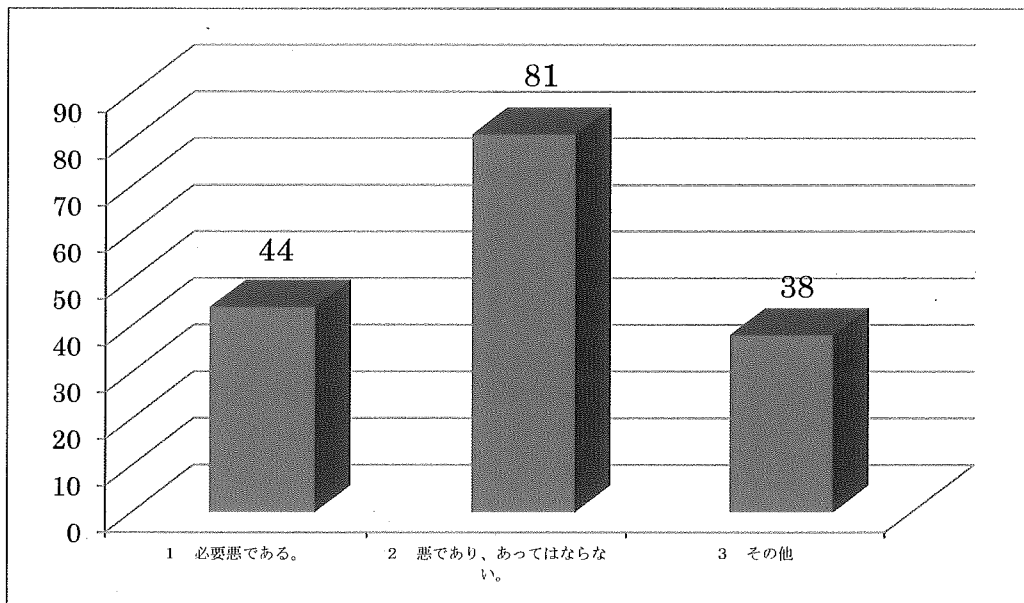
今回の事案について、建設業界をとりまく背景・要因を尋ねると、「公共事業減少による経営難」と答えた者が最も多く、「公共事業の低い利益率」「競争の激化」をあげた者が次に多かった。



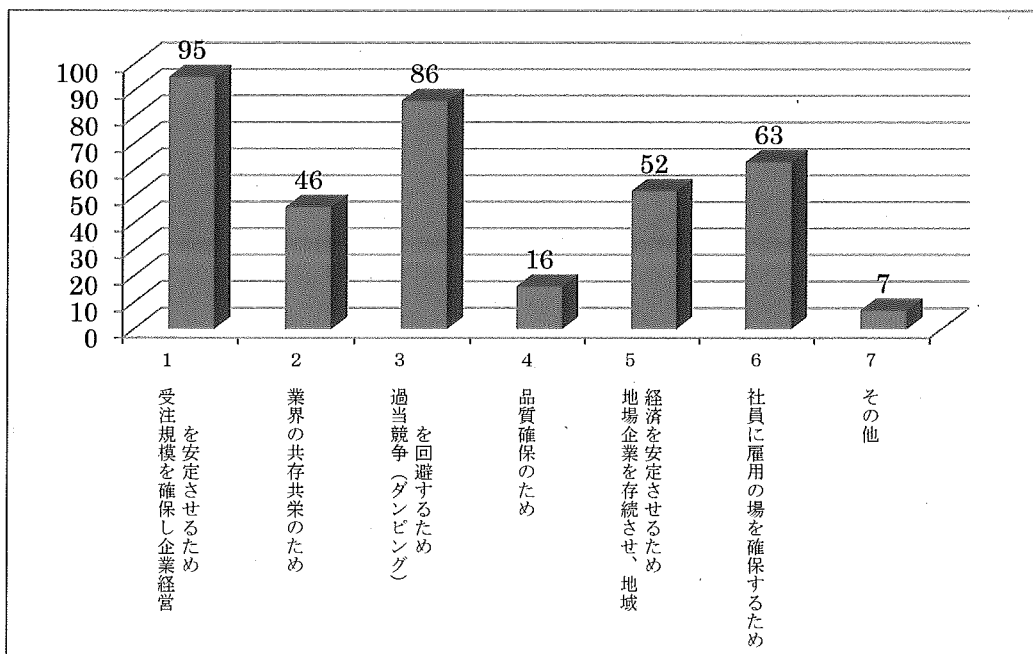
また、国土交通省（工事事務所）側の背景・要因を尋ねたところ、「地域建設産業の保護への配慮」が最も多く、次いで「円滑な事業の執行」「工事の品質確保」をあげた者が多かった。



さらに、談合は、必要悪かとの問いに対しては、49.6%の業者が「あってはならない」と答えたものの、26.9%の業者が「必要悪である」と答えた。

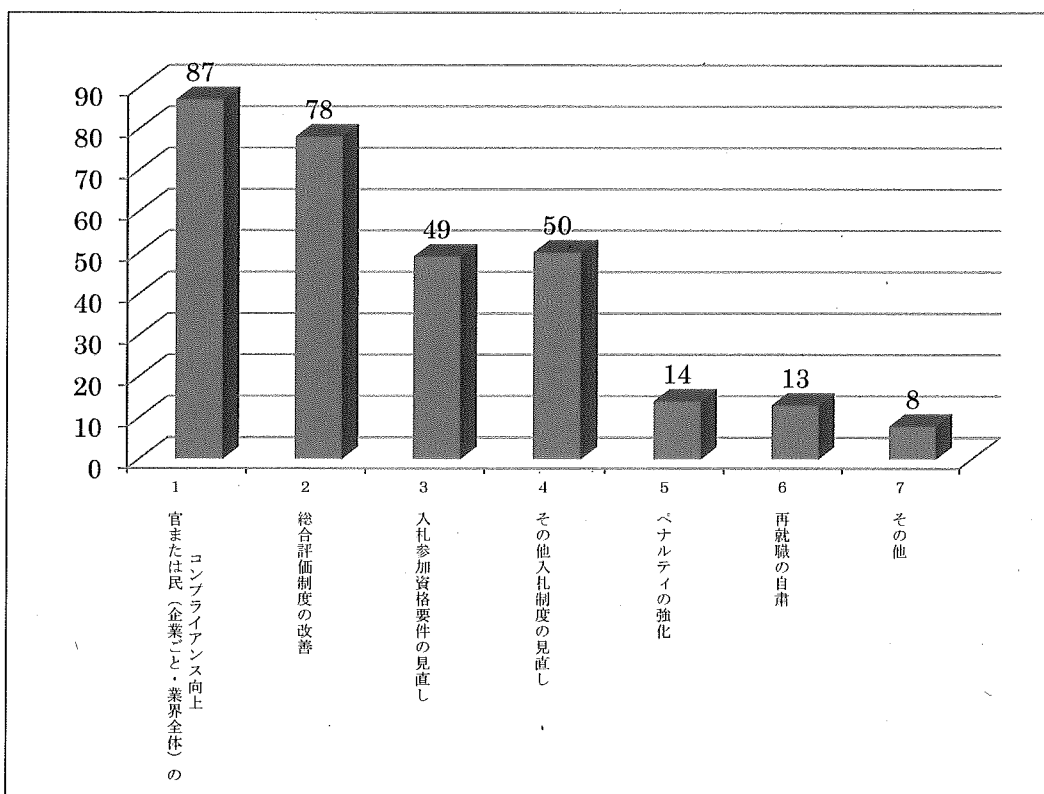


今回談合した業者の動機について尋ねたところ（談合に参加していない企業にあっては、談合をした業者の動機を推測）、「企業の経営安定」「ダンピングの回避」「社員の雇用」をあげた者が多かった。



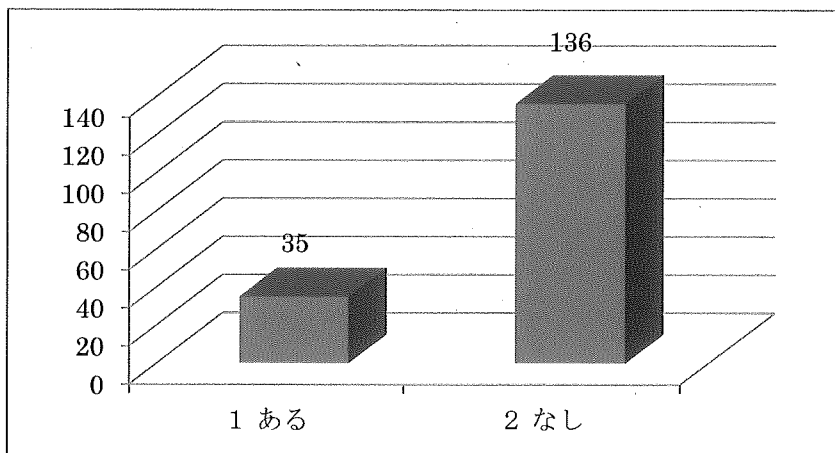
このほか、自由記載欄において、公共事業の減少の中、企業の存続、社員の雇用の継続のために、工事の受注確保を求めたものであり、過度の価格競争による収益の低下を防ぐためという趣旨の回答をした者が多かった。

再発防止対策については、「官民のコンプライアンス向上」や「総合評価制度の改善」「入札契約制度の見直し」をあげた者が多かった。自由記載欄において、総合評価制度については、過去の工事実績、工事成績評価に配点が高く、一部の業者の点数が高くなり、新規参入が困難である点を改善してほしいと答えた企業が多かった。また、入札契約制度の見直しについては、最低調査価格の引き上げを答えた企業が多かった。

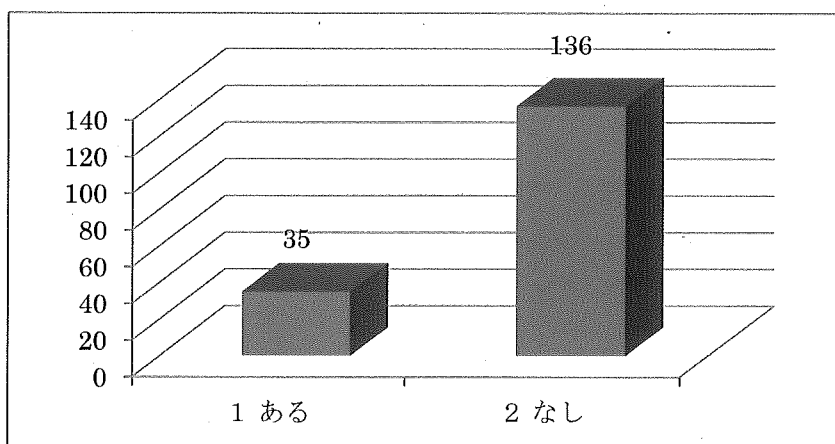


(2) 記名式アンケート結果（172社：回収率82.6%）

公共機関からの工事発注に関し、自社がこれまで何らかの受注調整に関与したことがあるか尋ねたところ、20.4%の業者が「ある」と答えた。



一方、他社が公的機関からの工事発注に関し、これまで何らかの受注調整に関与したことを聞いたことがありますかという問いに対しては、20.4%の業者が「ある」と答えた。



(3) 事業者への再就職の状況調査の結果

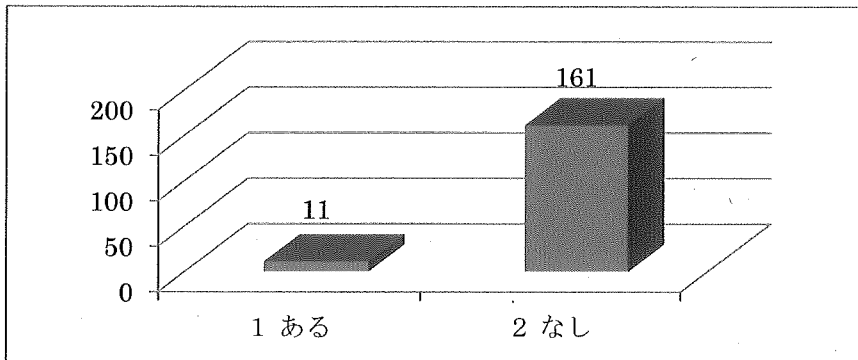
① 今回の事案に関与した企業への再就職の状況

今回の事案で国土交通省直轄事業の土木工事発注に関与した企業38社に対し、平成14年4月1日以降の国土交通省退職者の在職状況について書面で調査を実施した(10月26日現在)。

その結果、平成14年4月1日以降現在までに対象企業に在職した国土交通省退職者の数は、15社に対して30名であった。また、調査時点において対象企業へ在職している国土交通省退職者の数は、4社6名であった。

② 企業アンケートによる再就職の状況

2の企業アンケート（四国整備局管内事務所のC等級業者（平成18年度以降、受注実績のある企業208社）に対する記名式アンケート調査）による再就職の状況については、平成18年度以降において、国土交通省の元職員の採用実績がありますかという問いに対し、回答のあった企業のうち6.3%が「ある」と答えている。



また、国土交通省の元職員を採用することのメリットを尋ねたところ、「知識・経験・技術力」をあげた企業が多かった。

